

諸外国の法制事務のデジタル化に関する 事例の調査（中間報告）

2022/05/13

株式会社ぎょうせい 提出

「諸外国の法制事務のデジタル化に関する事例の調査」において 重点調査を行うプロジェクト

【EU】

法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」

<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation>

「立法支援システム」「法令の改正方式」「Rules as Code等」の取り組み。

EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

<https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>

「法令の公示方式」「公式法令データの所在・整備主体」「民間法令集との棲み分け」「Rules as Code等」の取り組み。

【ドイツ】

プロジェクト「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes」（E-Legislation）

<https://egesetzgebung.bund.de/>

連邦立法プロセスのための新IT基盤、立法プロセスの不連続を解消し、デジタル完結を目指すこのシステムを中心に、「立法支援システム」「法令の改正方式」「法令の公示方式」「公式法令データの所在・整備主体」「民間法令集との棲み分け」「Rules as Code等」について、現在の立法手法、現在の官報、現在の法令集から、どのような全体最適システムに変えようとしているかを明らかにする。

「諸外国の法制事務のデジタル化に関する事例の調査」において 重点調査を行うプロジェクト

【デンマーク】

プロジェクト

- 公式官報および法律情報の基礎を形成する共同制作システム（LDe Eunomia）
- 公式官報（Lovtidende.dk）
- 公式法律情報データベース（Retsinformation.dk）

URL

<https://www.retsinformation.dk/> （閲覧用）

<https://eunomia.retsinformation.dk/> （LDe Eunomia 認証が必要）

概要

LDe Eunomia（旧Lex Dania）は、デンマークの国会と政府の間で文書をやり取りし、それらの文書を公布するために使用されるXMLベースのシステム。

2015年から、Eunomiaを使用することがデンマーク政府関係者全てにおいて義務付けられている。

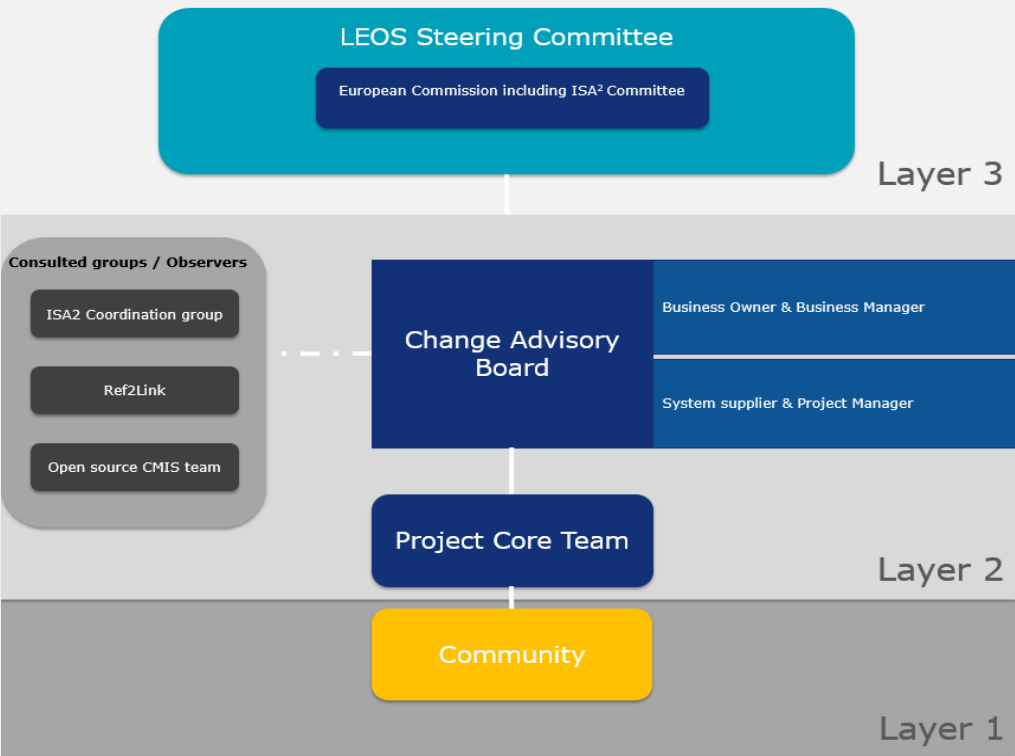
特徴は、LDe Eunomiaのワークフローに、法案の作成、議会での法案の検討、3回の読取と修正および採択（却下）、その後の公式官報（Lovtidende.dk）や公式法律情報データベース（Retsinformation.dk）での公表まで、立法プロセス全体が含まれていること。

「諸外国の法制事務のデジタル化に関する事例の調査」において 調査を行う項目

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【関係者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーナーは誰？ 開発事業者は誰？ 運用は誰が？ 利用者は誰？ <p>【開発経緯】 システム化以前の課題は何で、どのように解決しようとしたか。</p> <p>【開発状況】 開発の進捗スケジュールはどうなっていて、今はどの段階</p> <p>【運用状況】 実際の利用状況は、手作業と併用？ 完全にシステム化？</p> <p>【対象とする法令種別】 法律、政令、省令、告示、通知等、条例等</p> <p>【システム機能】 機能一覧、画面遷移、マニュアル</p>
法令の改正方式	<p>増補方式、一部改正（改め文）方式、一部改正（新旧対照表）方式、その他 法令種別毎の方式の違い システム導入による方式の変更</p>
法令の公示方式	<p>公示の主体（政府？ 印刷局？ 民間？） 公示の媒体（紙？ デジタル？ 併用？） _サンプル・表示イメージ 法令種別毎の公示方法の違い</p>
公式法令データの 所在・整備主体	<p>整備の主体（政府？ 印刷局？ 民間？） 公表の媒体（紙？ デジタル？ 併用？） _サンプル・表示イメージ 法令種別毎の整備主体の違い</p>
民間法令集との棲 み分け	<p>民間法令集の付加価値、存在意義 公式法令データに掲載されていない情報が掲載されている？ 公式より早い？</p>
Rules as Code等	<p>法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況 法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫）</p>

E U

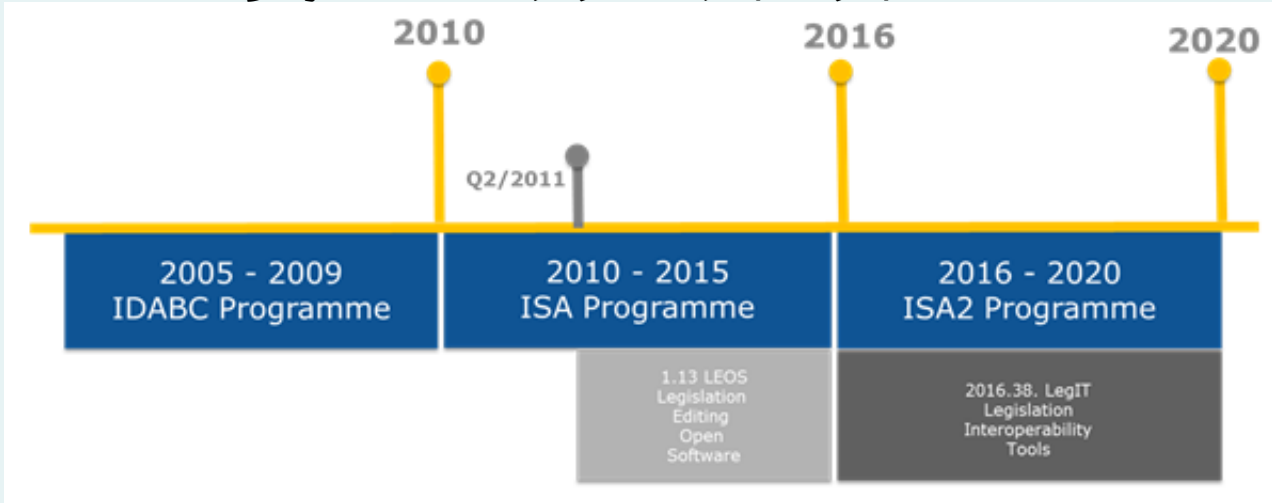
1.1 法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【関係者（オーナー、開発事業者、運用、利用者は誰？）】</p> <ul style="list-style-type: none">● LEOSのオーナーは、欧州委員会の情報総局（DG Informatics、DIGIT）である。LEOSは欧州委員会全体で法定文書の草案を作成するためのソフトウェアであり、もともと欧州委員会のために作成されたLEOSは、現在ドイツ、スペイン、ギリシャと協力して開発中である。LEOSの開発予算は、EUの資金調達プログラム「The Digital Europe Programme（DIGITAL）」から拠出されている。● LEOSのガバナンス構造は3層からなっており、1層目は主な受益者、2層目は運営・技術の担当者、3層目は政策や戦略の担当者となっている。  <p>The diagram illustrates the LEOS governance structure across three layers. Layer 3 (top) is the LEOS Steering Committee, which includes the European Commission and the ISA² Committee. Layer 2 (middle) consists of the Change Advisory Board (CAB) and the Project Core Team. The CAB is supported by Business Owner & Business Manager and System supplier & Project Manager. The Project Core Team is supported by Consulted groups / Observers, which include the ISA² Coordination group, Ref2Link, and the Open source CMIS team. Layer 1 (bottom) is the Community.</p> <p>出典： https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/leos-governance</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発経緯（システム化以前の課題は何で、どのように解決しようとしたか）】</p> <ul style="list-style-type: none">● これまでプロセスの複雑さ、多くの関係者、デジタルと紙の併存、文書のバージョン管理の問題があり、これらの問題に対処するためLEOSの開発は開始した。● LEOSの開発は、ISAアクション1.13のプロジェクトとして、2010年に開始された。欧州委員会をはじめ行政機構が法律案を起草するにあたり直面する問題への対処方法を理解し、ベストプラクティス、改善策、共通の取り組み及び発展が可能な領域を特定することを目的としている。また、オープンソースの技術やツールの研究にも時間を割いた。対応領域の特定後、様々なコンセプトやプロトタイプをリリースし試行錯誤を重ねた後、2015年に現在のLEOSの前身のプロトタイプがリリースされた。● 当該システムによる、立法プロセスのシームレス化や手作業排除の仕組みは調査中。

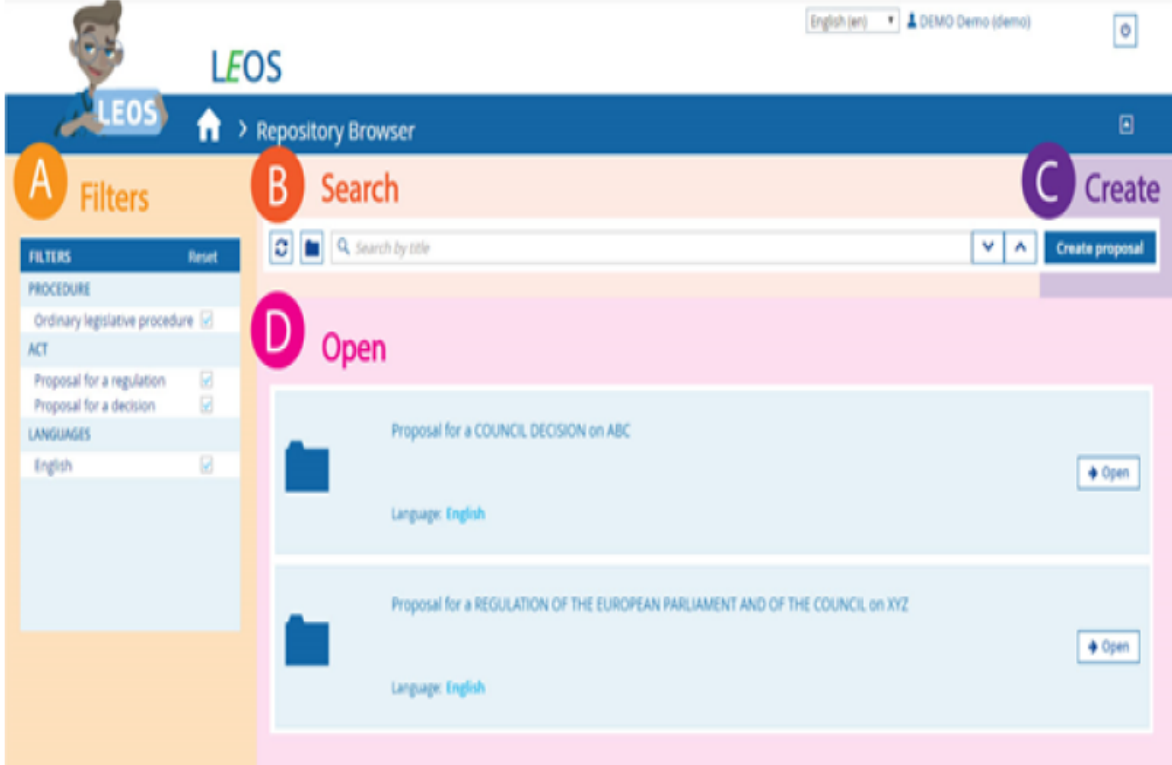
1.1 法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>参考：通常立法手続き（Ordinary Legislative Procedure）の過程図</p> <pre> graph TD A[欧州委員会：欧州議会と EU 理事会に法案を提出] --> B[欧州議会：意見を出す「承認」「修正」「拒否」] B --> C[欧州議会が「承認」又は「修正」] B --> D[欧州議会が「拒否」] C --> E[EU 理事会が承認する] C --> F[EU 理事会が承認しない] D --> G[EU 理事会が承認する] D --> H[EU 理事会が承認しない] E --> I[法案成立] F --> J[EU 理事会：「自己の立場」を採択] G --> K[法案不成立] H --> J J --> L[欧州議会：EU 理事会の立場を承認するか否かを決定] L --> M[承認] L --> N[決定を行わない] L --> O[修正] L --> P[拒否] M --> I N --> J O --> Q[欧州議会：修正案を欧州委員会及び EU 理事会に送付] P --> K Q --> R[EU 理事会：決定] R --> S[EU 理事会がすべて承認] R --> T[EU 理事会がすべて承認しない] S --> I T --> U[調停委員会が招集] U --> V[6週間以内] V --> W[共同案を承認] V --> X[共同案を承認しない] W --> Y[EU 理事会及び欧州議会が承認] X --> Z[EU 理事会及び欧州議会が承認しない] Y --> I Z --> K </pre> <p>出典：国会図書館『EU法の立法過程』通常立法手続きの流れ https://navi.ndl.go.jp/research_guide/%E5%9B%B3%1%EF%BC%9A%E9%80%9A%E5%B8%B8%E7%AB%8B%E6%B3%95%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%81%AE%E6%B5%81%E3%82%8C.pdf</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発状況（開発の進捗スケジュールはどうなっていて、今はどの段階）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ISAプログラム（2010年～2015年）、ISA2プログラム（2016年～2020年）の下で開発は行われた。現在はInteroperable Europeという後継イニシアチブが開始され、LEOSは当該イニシアチブの下で引き続き開発が継続されている。 Interoperable Europeは公共部門におけるデジタルな相互運用性を高めることを目的としており、LEOS以外にも公共システムの共通基幹システム eGovERAや公共調達に関するシステム等様々な公共向けのデジタルツールを提供している。 直近2021年12月にはパイロット3.1.0をリリースしている。 <p style="text-align: center;">参考：ISAプログラムのタイムライン</p>  <p>出典：https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs</p> <p>【運用状況（実際の利用状況は、手作業と併用？ 完全にシステム化？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開情報では不明なため、ヒアリング調査を実施する必要あり。

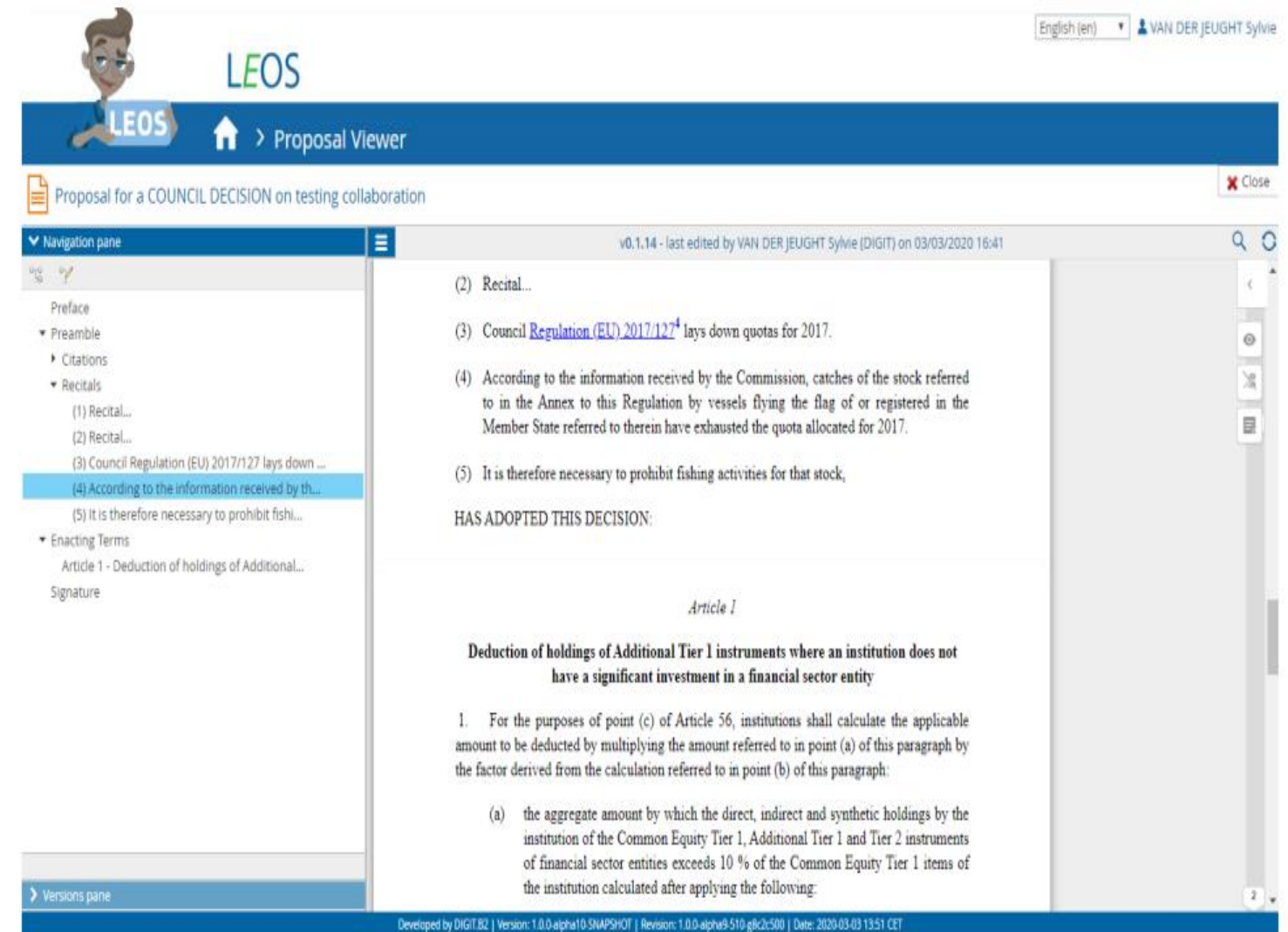
項目名	規定（抜粋）														
立法支援システム	<p>【対象とする法令種別（法律、政令、省令、告示、通知等、条例等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最新のLEOSプロトタイプ（パイロット3.1.0）は、通常立法手続き（Ordinary Legislative Procedure）の下で採択されなければならない二次法の起草をサポートしている。したがって、委員会から理事会および議会に提出された規制、指令および決定の提案書の作成を対象としている。 <p style="text-align: center;">参考：EUの法令種別</p> <table border="1" data-bbox="485 621 1953 1450"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 621 800 677">法令種別</th> <th data-bbox="800 621 1953 677">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 677 800 843"> 一次法 条約 EU treaties </td> <td data-bbox="800 677 1953 843">EUの基本条約を指す。現行の基本条約は、2009年12月に発効したリスボン条約により改正されたEU条約及びEU機能条約、両条約の附属議定書及び附属文書を指す。条約は加盟国政府による交渉で内容が合意され、各国議会によって批准されなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 843 800 964">規則 Regulations</td> <td data-bbox="800 843 1953 964">加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 964 800 1123"> 二次法 指令 Directives </td> <td data-bbox="800 964 1953 1123">加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられている。なお、企業や個人には直接適用されない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1123 800 1221">決定 Decisions</td> <td data-bbox="800 1123 1953 1221">特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用されるもので、対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1221 800 1357">勧告 Recommendations</td> <td data-bbox="800 1221 1953 1357">加盟国の政府や企業、個人などに一定の行為や措置を取ることを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。原則として法的拘束力はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1357 800 1450">意見 Opinions</td> <td data-bbox="800 1357 1953 1450">特定のテーマについて欧州委員会、欧州理事会、欧州議会等の意思を表明するもの。勧告と同様、原則として法的拘束力はない。</td> </tr> </tbody> </table>	法令種別	概要	一次法 条約 EU treaties	EUの基本条約を指す。現行の基本条約は、2009年12月に発効したリスボン条約により改正されたEU条約及びEU機能条約、両条約の附属議定書及び附属文書を指す。条約は加盟国政府による交渉で内容が合意され、各国議会によって批准されなければならない。	規則 Regulations	加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。	二次法 指令 Directives	加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられている。なお、企業や個人には直接適用されない。	決定 Decisions	特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用されるもので、対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。	勧告 Recommendations	加盟国の政府や企業、個人などに一定の行為や措置を取ることを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。原則として法的拘束力はない。	意見 Opinions	特定のテーマについて欧州委員会、欧州理事会、欧州議会等の意思を表明するもの。勧告と同様、原則として法的拘束力はない。
法令種別	概要														
一次法 条約 EU treaties	EUの基本条約を指す。現行の基本条約は、2009年12月に発効したリスボン条約により改正されたEU条約及びEU機能条約、両条約の附属議定書及び附属文書を指す。条約は加盟国政府による交渉で内容が合意され、各国議会によって批准されなければならない。														
規則 Regulations	加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。														
二次法 指令 Directives	加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられている。なお、企業や個人には直接適用されない。														
決定 Decisions	特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用されるもので、対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。														
勧告 Recommendations	加盟国の政府や企業、個人などに一定の行為や措置を取ることを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。原則として法的拘束力はない。														
意見 Opinions	特定のテーマについて欧州委員会、欧州理事会、欧州議会等の意思を表明するもの。勧告と同様、原則として法的拘束力はない。														

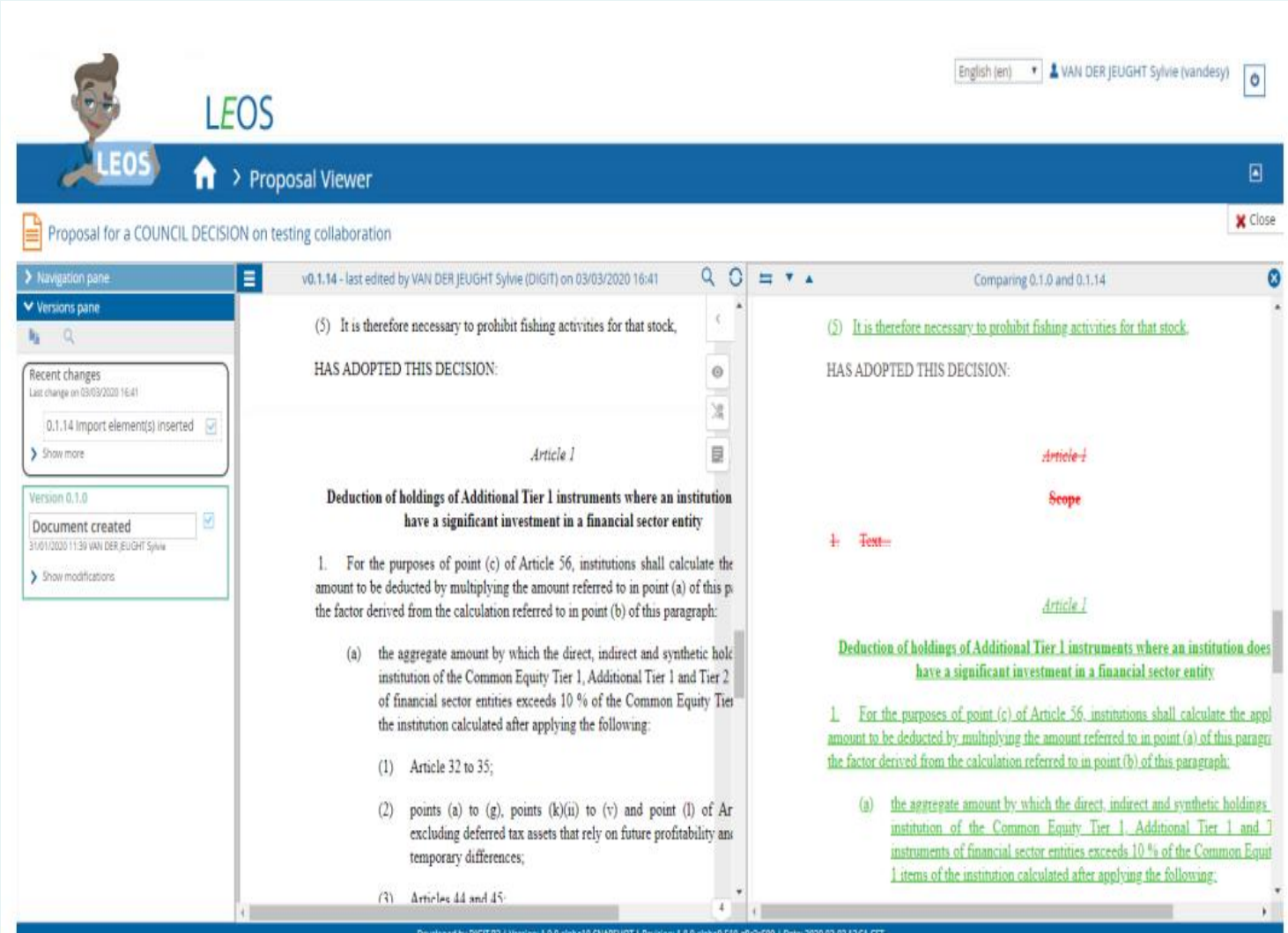
項目名	規定（抜粋）														
立法支援システム	<p>【システム機能（機能一覧、画面遷移、マニュアル）】</p> <ul style="list-style-type: none"> LEOSは、効率的なオンラインコラボレーションをサポートするため、品質、効率性、相互運用性の3つの柱を掲げている。3つの柱に基づいて、以下6つの特徴が挙げられる。 <table border="1" data-bbox="506 477 1981 1397"> <thead> <tr> <th data-bbox="506 477 827 530">特徴</th> <th data-bbox="827 477 1981 530">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="506 530 827 692">連携 (Collaboration)</td> <td data-bbox="827 530 1981 692">関係者間でファイルをやり取りし、異なるバージョンの管理をするのではなく、オンライン上で1つのファイルにアクセスし、複数人が同時に編集が可能。権限は作成者、協力者、レビューアの3種類がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 692 827 914">構造 (Structure)</td> <td data-bbox="827 692 1981 914">EU法のテンプレートを自動的に採用し、EU法の構造に基づいて起草できる。更に、内部資料の参照はシステムによって自動的に行われ、適宜更新される。使用者による誤りを防止するため、可能な限り制限的なものとなっている。コンテンツはXML形式（現在はAkoma Ntoso V3）で保存される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 914 827 1076">レビュー/コメント (Review/Comments)</td> <td data-bbox="827 914 1981 1076">レビュー、コメント、提案機能を搭載。採用された編集は自動的に反映される。トラックチェンジの機能も搭載。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1076 827 1185">インポート (Import)</td> <td data-bbox="827 1076 1981 1185">欧州連合官報（P26で詳述）等既存の文書や法案からテキストをインポートできる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1185 827 1294">リッチテキスト (Rich text)</td> <td data-bbox="827 1185 1981 1294">画像や表、数式などの挿入も可能であり、リッチテキスト形式での追加もプラグインを利用して実施可能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1294 827 1397">バージョン管理 (Versioning)</td> <td data-bbox="827 1294 1981 1397">全てのバージョンが中央保存される。これにより、関係者は連続したバージョンを容易に比較することができ、編集のタイムラインも視覚化される。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="506 1397 1917 1450">出典： https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf P12及びEU Commission HP『FAQs』 (https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs) より作成</p>	特徴	概要	連携 (Collaboration)	関係者間でファイルをやり取りし、異なるバージョンの管理をするのではなく、オンライン上で1つのファイルにアクセスし、複数人が同時に編集が可能。権限は作成者、協力者、レビューアの3種類がある。	構造 (Structure)	EU法のテンプレートを自動的に採用し、EU法の構造に基づいて起草できる。更に、内部資料の参照はシステムによって自動的に行われ、適宜更新される。使用者による誤りを防止するため、可能な限り制限的なものとなっている。コンテンツはXML形式（現在はAkoma Ntoso V3）で保存される。	レビュー/コメント (Review/Comments)	レビュー、コメント、提案機能を搭載。採用された編集は自動的に反映される。トラックチェンジの機能も搭載。	インポート (Import)	欧州連合官報（P26で詳述）等既存の文書や法案からテキストをインポートできる。	リッチテキスト (Rich text)	画像や表、数式などの挿入も可能であり、リッチテキスト形式での追加もプラグインを利用して実施可能。	バージョン管理 (Versioning)	全てのバージョンが中央保存される。これにより、関係者は連続したバージョンを容易に比較することができ、編集のタイムラインも視覚化される。
特徴	概要														
連携 (Collaboration)	関係者間でファイルをやり取りし、異なるバージョンの管理をするのではなく、オンライン上で1つのファイルにアクセスし、複数人が同時に編集が可能。権限は作成者、協力者、レビューアの3種類がある。														
構造 (Structure)	EU法のテンプレートを自動的に採用し、EU法の構造に基づいて起草できる。更に、内部資料の参照はシステムによって自動的に行われ、適宜更新される。使用者による誤りを防止するため、可能な限り制限的なものとなっている。コンテンツはXML形式（現在はAkoma Ntoso V3）で保存される。														
レビュー/コメント (Review/Comments)	レビュー、コメント、提案機能を搭載。採用された編集は自動的に反映される。トラックチェンジの機能も搭載。														
インポート (Import)	欧州連合官報（P26で詳述）等既存の文書や法案からテキストをインポートできる。														
リッチテキスト (Rich text)	画像や表、数式などの挿入も可能であり、リッチテキスト形式での追加もプラグインを利用して実施可能。														
バージョン管理 (Versioning)	全てのバージョンが中央保存される。これにより、関係者は連続したバージョンを容易に比較することができ、編集のタイムラインも視覚化される。														

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>①LEOS起動時の画面 ※翻訳作業中</p> <p>A Filters: option to view based on different criteria. B Search: option to search for drafts in the repository. C Create: option to create a new draft. D Open: each draft has the option "Open" which allows the user to explore and edit that draft.</p>  <p>出典：Leos user guide.pdfより（パイロット3.1.0版のダウンロードフォルダ内にあり）</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>②システムの各画面（ファイルのグローバル管理） ※翻訳作業中</p>  <p>出典：https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf</p>

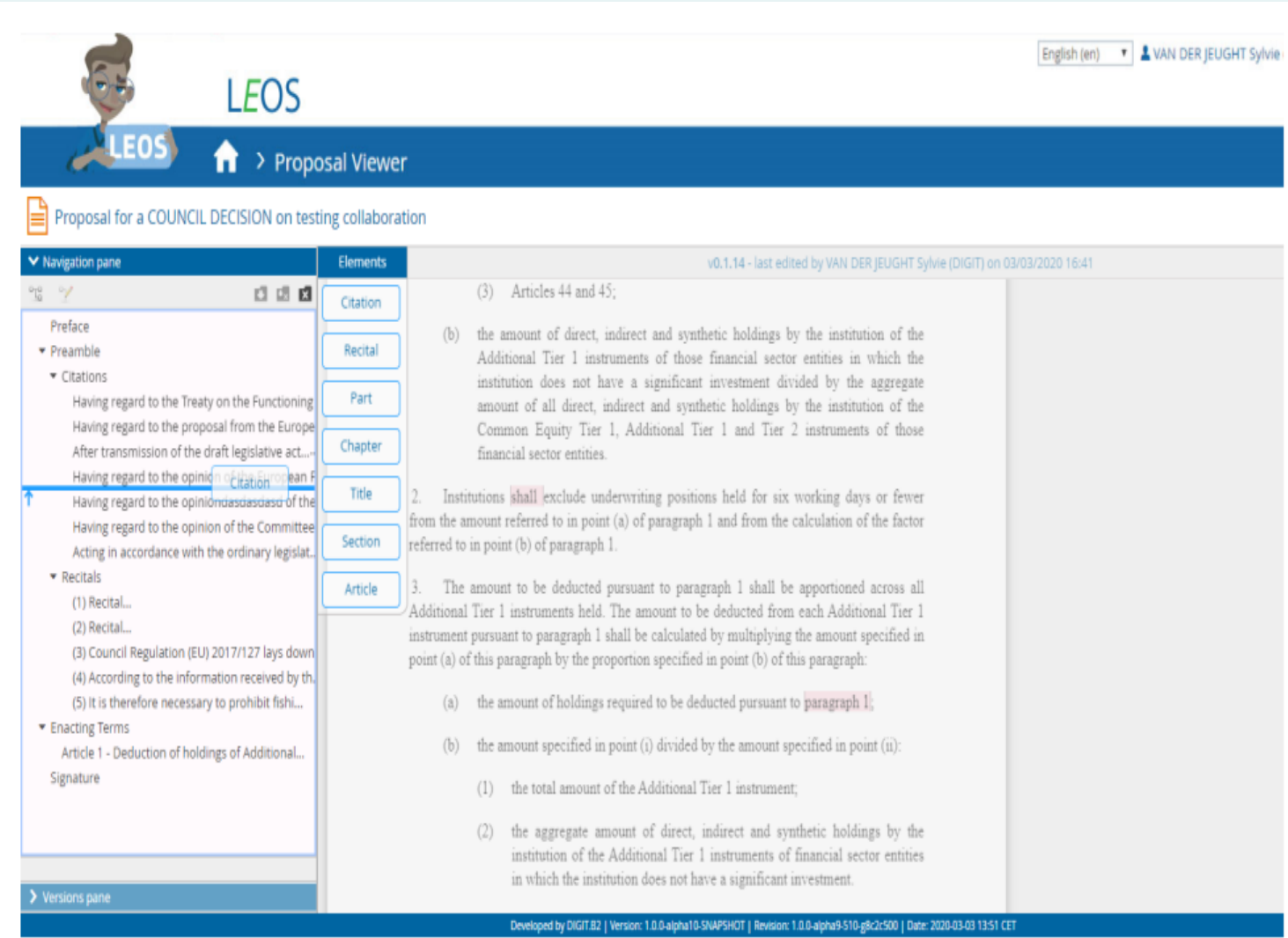
1.1 法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」

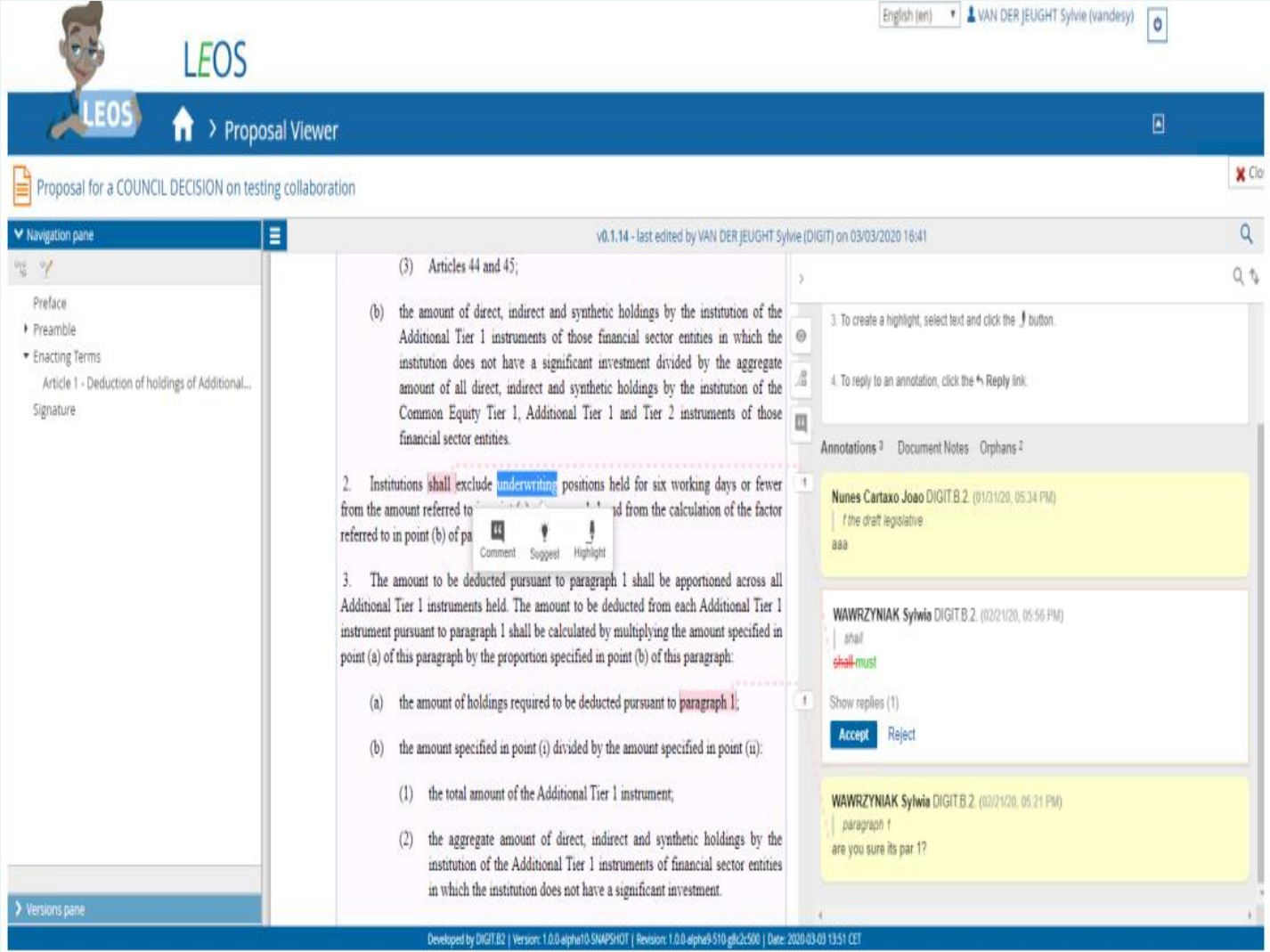
項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>③システムの各画面（草案の作成環境） ※翻訳作業中</p>  <p>出典 : https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>④システムの各画面（バージョン間の変更の追跡） ※翻訳作業中</p>  <p>出典： https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf</p>

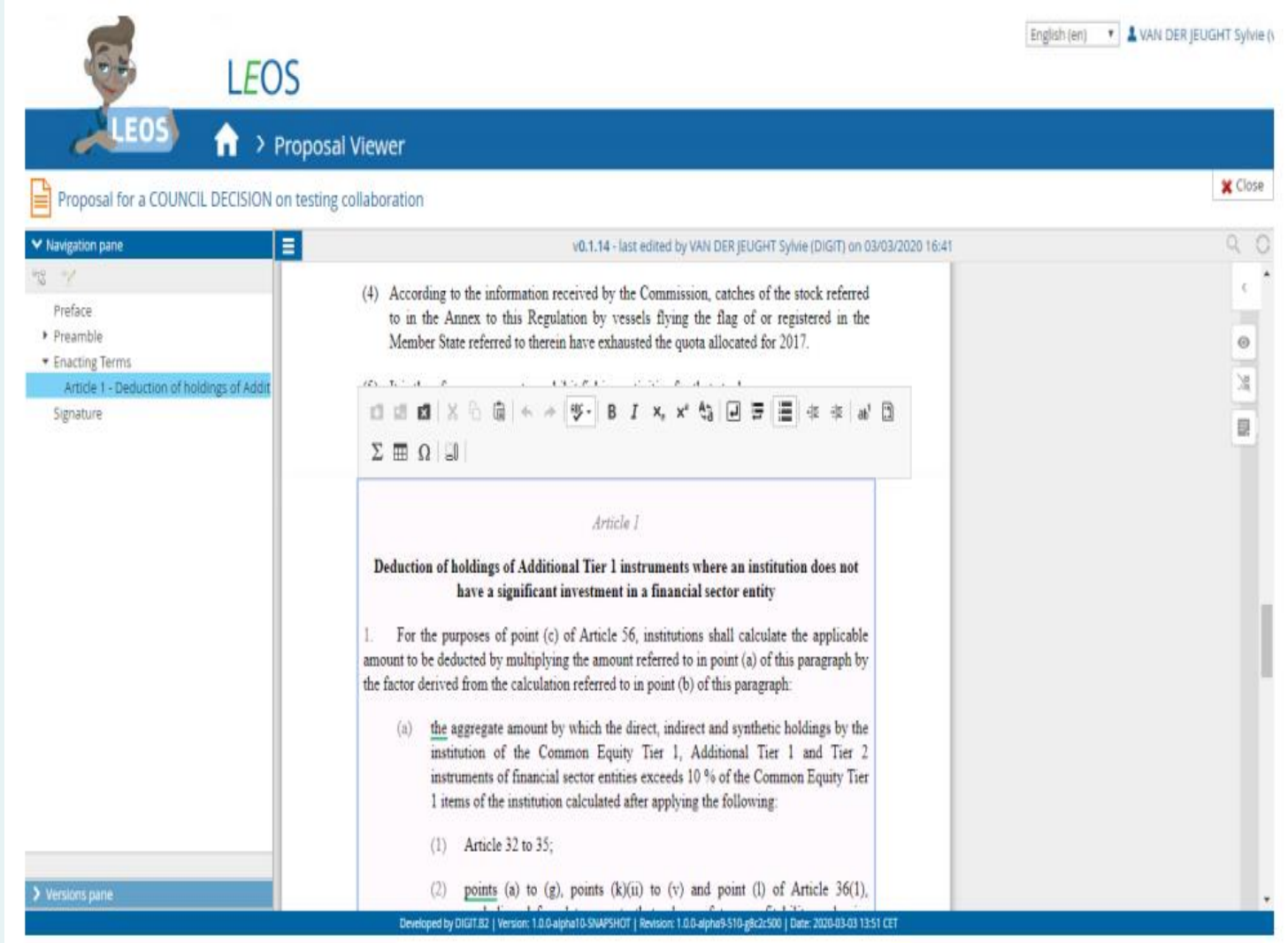
項目名	規定（抜粋）						
立法支援システム	<p data-bbox="470 273 1564 319">⑤システムの各画面（表やテーブル等の付随コンテンツ）</p> <p data-bbox="1630 273 1889 319">※翻訳作業中</p>  <p>The screenshot shows the LEOS Proposal Viewer interface. The main content area displays an annex titled 'ANNEX' with the following content:</p> <p>1. Example of rich text in annex:</p> <p>A picture of a graph:</p>  <p>A table:</p> <table border="1" data-bbox="921 1134 1393 1262"> <thead> <tr> <th>Number</th> <th>Description</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Description 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Description 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>A mathematical formula:</p> $x = \frac{-b \pm \sqrt{b^2 - 4ac}}{2a}$ <p>At the bottom of the interface, it says: Developed by DIGIT82 Version: 1.0.0.alpha10.SNAPSHOT Revision: 1.0.0.alpha9-510.glic2-500 Date: 2020-03-03 13:51 CET</p>	Number	Description	1	Description 1	2	Description 2
Number	Description						
1	Description 1						
2	Description 2						

出典： <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>⑥システムの各画面（ファイル分割の管理） ※翻訳作業中</p>  <p>出典： https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>⑦システムの各画面（テキストの簡易編集） ※翻訳作業中</p>  <p>The screenshot displays the LEOS web interface for editing a document. The main content area shows a text document with several paragraphs and numbered list items. A navigation pane on the left lists document sections like 'Preface', 'Preamble', and 'Enacting Terms'. A right-hand pane shows a list of annotations with user names and timestamps, and options to 'Accept' or 'Reject' them. The document text includes phrases like 'Articles 44 and 45', 'the amount of direct, indirect and synthetic holdings', and 'Institutions shall exclude underwriting positions'. A toolbar with 'Comment', 'Suggest', and 'Highlight' buttons is visible over the text.</p>

出典： <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>⑧システムの各画面（レビューツール） ※翻訳作業中</p>  <p>出典：https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf</p>

項目名	規定（抜粋）
法令の改正方式	<p>【増補方式、一部改正（改め文）方式、一部改正（新旧対照表）方式、その他法令種別毎の方式の違い】</p> <ul style="list-style-type: none">● EU法の改正は、個別の規則（regulation）又は指令（directive）によって行われる。● 統合作業は欧州議会の立法行為総局（Directorate for Legislative、DLA）の法律家が、欧州理事会の立法品質総局（Directorate for Legislative Quality、DQL）と緊密に協力しながら行う。● 最終的に統合された法律案は、EUの公式法令データベース「EUR-Lex」で公開される。 <p>【システム導入による方式の変更】</p> <ul style="list-style-type: none">● 公開情報からは不明であり、ヒアリング調査を実施する必要あり。

項目名	規定（抜粋）																										
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ISA2の後継となるInteroperable Europeは公共部門におけるデジタルな相互運用性を高めることを目的としており、LEOS以外にも様々なデジタルツールを提供している。各ツールは行政機構でなく民間企業や市民が利用することを明確に念頭に置いたものもあり、立法作業における様々なアクターの参画を意図している。 <p>参考：Interoperable Europeサービス一覧（LEOSを除く）</p> <table border="1" data-bbox="478 526 1968 1463"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 526 1081 571">サービス名</th> <th data-bbox="1081 526 1968 571">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 571 1081 647">Core Public Service Vocabulary Application Profile (CPSV-AP)</td> <td data-bbox="1081 571 1968 647">公共サービスとそれに付随するライフイベントやビジネスイベントを記述するためのデータモデル。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 647 1081 722">eGovERA©</td> <td data-bbox="1081 647 1968 722">欧州の行政における電子政府ポートフォリオ管理の決定とデジタルトランスフォーメーションをサポートするソリューション。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 722 1081 798">Common assessment method for standards and specifications (CAMSS)</td> <td data-bbox="1081 722 1968 798">ICTの標準化と仕様の評価に役立つ包括的な手法。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 798 1081 843">Interoperability Test Bed</td> <td data-bbox="1081 798 1968 843">相互運用性とコンフォーマンスのテストを提供するプラットフォーム。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 843 1081 919">Interoperability Maturity Assessment of a Public Service (IMAPS)</td> <td data-bbox="1081 843 1968 919">公共サービスの所有者が、デジタル公共サービスのすべての主要な相互運用性を評価、検討、改善するためのオンライン調査。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 919 1081 994">Promoting Semantic Interoperability amongst the EU Member States (SEMIC)</td> <td data-bbox="1081 919 1968 994">欧州の行政機関がシームレスで有意義な国境を越えたデータ交換を行うためのソリューション。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 994 1081 1070">Sharing and reuse</td> <td data-bbox="1081 994 1968 1070">公共部門におけるITソリューションの共有と再利用に関する情報、経験、ベストプラクティスを交換するためのプラットフォーム。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1070 1081 1146">VocBench3</td> <td data-bbox="1081 1070 1968 1146">行政が使用する語彙やメタデータを一元管理し、相互運用性をサポートするためのプラットフォーム。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1146 1081 1191">EUSurvey</td> <td data-bbox="1081 1146 1968 1191">オンライン調査用のプラットフォーム（多言語対応）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1191 1081 1267">Ref2Link</td> <td data-bbox="1081 1191 1968 1267">LEOS等ITシステムへのプラグインとして、またはスタンドアロンツールとして利用するハイパーリンクの生成ツール。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1267 1081 1388">Communication and Information Resource Centre for Administrations, Businesses and Citizens (CIRCABC)</td> <td data-bbox="1081 1267 1968 1388">オンライン上でコラボレーションするためのワークスペースを作るためのアプリケーション。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1388 1081 1463">e-Certis</td> <td data-bbox="1081 1388 1968 1463">公共調達手続きで要求される文書を国境を越えてマッピングする無料のオンラインツール。</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	概要	Core Public Service Vocabulary Application Profile (CPSV-AP)	公共サービスとそれに付随するライフイベントやビジネスイベントを記述するためのデータモデル。	eGovERA©	欧州の行政における電子政府ポートフォリオ管理の決定とデジタルトランスフォーメーションをサポートするソリューション。	Common assessment method for standards and specifications (CAMSS)	ICTの標準化と仕様の評価に役立つ包括的な手法。	Interoperability Test Bed	相互運用性とコンフォーマンスのテストを提供するプラットフォーム。	Interoperability Maturity Assessment of a Public Service (IMAPS)	公共サービスの所有者が、デジタル公共サービスのすべての主要な相互運用性を評価、検討、改善するためのオンライン調査。	Promoting Semantic Interoperability amongst the EU Member States (SEMIC)	欧州の行政機関がシームレスで有意義な国境を越えたデータ交換を行うためのソリューション。	Sharing and reuse	公共部門におけるITソリューションの共有と再利用に関する情報、経験、ベストプラクティスを交換するためのプラットフォーム。	VocBench3	行政が使用する語彙やメタデータを一元管理し、相互運用性をサポートするためのプラットフォーム。	EUSurvey	オンライン調査用のプラットフォーム（多言語対応）。	Ref2Link	LEOS等ITシステムへのプラグインとして、またはスタンドアロンツールとして利用するハイパーリンクの生成ツール。	Communication and Information Resource Centre for Administrations, Businesses and Citizens (CIRCABC)	オンライン上でコラボレーションするためのワークスペースを作るためのアプリケーション。	e-Certis	公共調達手続きで要求される文書を国境を越えてマッピングする無料のオンラインツール。
サービス名	概要																										
Core Public Service Vocabulary Application Profile (CPSV-AP)	公共サービスとそれに付随するライフイベントやビジネスイベントを記述するためのデータモデル。																										
eGovERA©	欧州の行政における電子政府ポートフォリオ管理の決定とデジタルトランスフォーメーションをサポートするソリューション。																										
Common assessment method for standards and specifications (CAMSS)	ICTの標準化と仕様の評価に役立つ包括的な手法。																										
Interoperability Test Bed	相互運用性とコンフォーマンスのテストを提供するプラットフォーム。																										
Interoperability Maturity Assessment of a Public Service (IMAPS)	公共サービスの所有者が、デジタル公共サービスのすべての主要な相互運用性を評価、検討、改善するためのオンライン調査。																										
Promoting Semantic Interoperability amongst the EU Member States (SEMIC)	欧州の行政機関がシームレスで有意義な国境を越えたデータ交換を行うためのソリューション。																										
Sharing and reuse	公共部門におけるITソリューションの共有と再利用に関する情報、経験、ベストプラクティスを交換するためのプラットフォーム。																										
VocBench3	行政が使用する語彙やメタデータを一元管理し、相互運用性をサポートするためのプラットフォーム。																										
EUSurvey	オンライン調査用のプラットフォーム（多言語対応）。																										
Ref2Link	LEOS等ITシステムへのプラグインとして、またはスタンドアロンツールとして利用するハイパーリンクの生成ツール。																										
Communication and Information Resource Centre for Administrations, Businesses and Citizens (CIRCABC)	オンライン上でコラボレーションするためのワークスペースを作るためのアプリケーション。																										
e-Certis	公共調達手続きで要求される文書を国境を越えてマッピングする無料のオンラインツール。																										

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【データ形式】</p> <ul style="list-style-type: none"> EU加盟各国は固有の立法システムを保持しており、全ての加盟国やステークホルダーのニーズに対応することが難しいため、LEOSは以下のように再利用可能なブロック（re-usable building blocks）ごとに機能をリリースしており、他のシステムとの連携や統合を前提にしている。 <div data-bbox="768 526 1640 1005" data-label="Diagram"> </div> <p>出典： https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf P16</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、例えばLEOS自体にPDFやワードフォーマットでの出力機能はない。また、電子メールで通知を送信する機能も、加盟国等の組織が独自の通知サービス・システムを持っている可能性が高いため、提供されていない。 ただし、LEOSには、通知をトリガーするイベントの定義がある。例えばLEOSからのXMLファイルの送信は、通知システムとの統合が完了すると、共同編集者リストにユーザーを追加するたびに、ユーザーはドキュメントへのリンクが記載された電子メールを受信する。

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫）】</p> <ul style="list-style-type: none">● コンテンツはXML方式（現在はAkoma Ntoso V3）により保存が可能である。● Word及びPDFエクスポートは付属していないが、特定のライブラリを使用して、当該機能を追加するソリューションがある。統合サービスモジュールは、次のような外部システムと統合するために使用されるLEOSのレイヤーである。<ul style="list-style-type: none">－ 欧州委員会の公式ジャーナルからのインポート－ PDF/Wordへのツールボックスコンバーター、ユーザーリポジトリ－ CNS-コミッション通知システムと注釈● ストレージについては、ドキュメントをXML方式で保持し、CMIS（Apache Chemistry）を使用して保存している。LEOSをSharePointやAfgrescoなどの別のCMIS準拠リポジトリに接続することは技術的には可能である。

項目名	規定（抜粋）
法令の公示方式	<p>【公示の主体（政府？ 印刷局？ 民間？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EUの法令の公示については、EU出版局（the Publications Office of the European Union）が実施している。 ● EU出版局はEUの行政機構の1つであり、すべてのEUの機関、団体等に出版サービスを提供する。EU法、出版物、オープンデータ、研究成果、調達通知、その他の公式情報の出版を所管するが、特に公示については、2009年6月26日の決定（2009/496/EC）により、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会、司法裁判所、監査役会、欧州経済社会評議会（the European Economic and Social Committee）及び地域委員会（the Committee of the Regions）の立法文書公布義務の履行を保証することと規定されている。 <p>【公示の媒体（紙？ デジタル？ 併用？）_サンプル・表示イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 欧州連合官報は、2013年12月末までは紙媒体で刊行されていたが、現在はWebサイト「EUR-Lex」の官報セクションで公布される電子版（e-OJ）のみでの刊行となる。 ● 官報セクションには1952年以降の全公用語版の官報がHTML版及びPDF版（電子署名付き）で収録されており、日付またはEU官報番号（OJナンバー）で検索が可能。無料で閲覧及びダウンロードすることができ、公開は無期限である。原則として平日毎日、緊急時には土日祝日にも刊行される。

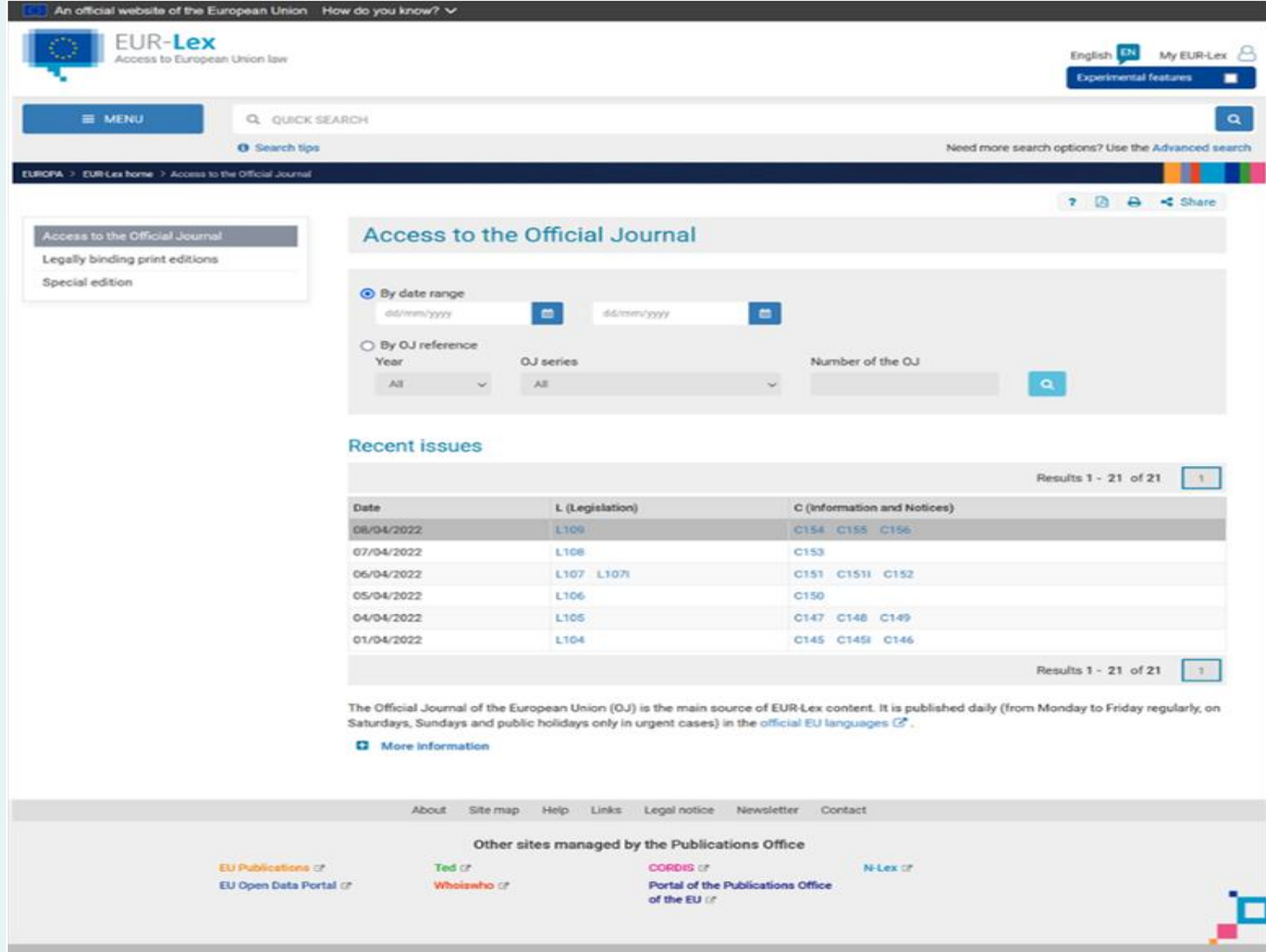
1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

項目名

規定（抜粋）

法令の公示方式

参考：EU官報トップページ（EU-Lex内） **※翻訳作業中**



出典：https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html

項目名	規定（抜粋）								
法令の公示方式	<p>【法令種別毎の公示方法の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> EU法は一次法及び二次法ともにすべて官報に公示される。官報はセクションに分類されており、L series（法令編）、C series（告示編）から構成され、附録としてS series（政府調達情報）が刊行される。S seriesにはEU法以外にも複数の項目が公示される。 <p style="text-align: center;">参考：EU官報セクション概要</p> <table border="1" data-bbox="532 619 1989 1236"> <thead> <tr> <th data-bbox="532 619 925 677">セクション</th> <th data-bbox="925 619 1989 677">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="532 677 925 854"> L series/ Legislation（法令編） </td> <td data-bbox="925 677 1989 854"> Part1からPart4に分かれており、規則や指令、決定等の法令が掲載される。また、予算も掲載される。 なお、表紙の目次中、その効力に期限の定めがないものはアスタリスクを付して太字で、時限的なものは普通の字体で記載される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="532 854 925 1055"> C series/ Informatio and Notices （告示編） </td> <td data-bbox="925 854 1989 1055"> Part 1からPart 5に分かれており、欧州議会をはじめ各機関から出された意見や、欧州委員会が提出した法案及びその関連ドキュメント、欧州議会の議事概要、EU司法裁判所の判決概要、ユーロの換算率、職員の公募情報等が掲載される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="532 1055 925 1236"> S series/ Supplement （政府調達情報） </td> <td data-bbox="925 1055 1989 1236"> Ted（Tenders Electronic Daily、https://ted.europa.eu/）から見るができる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国立国会図書館Webサイト「EU（欧州連合）法令資料」より作成</p>	セクション	概要	L series/ Legislation （法令編）	Part1からPart4に分かれており、規則や指令、決定等の法令が掲載される。また、予算も掲載される。 なお、表紙の目次中、その効力に期限の定めがないものはアスタリスクを付して太字で、時限的なものは普通の字体で記載される。	C series/ Informatio and Notices （告示編）	Part 1からPart 5に分かれており、欧州議会をはじめ各機関から出された意見や、欧州委員会が提出した法案及びその関連ドキュメント、欧州議会の議事概要、EU司法裁判所の判決概要、ユーロの換算率、職員の公募情報等が掲載される。	S series/ Supplement （政府調達情報）	Ted（Tenders Electronic Daily、 https://ted.europa.eu/ ）から見るができる。
セクション	概要								
L series/ Legislation （法令編）	Part1からPart4に分かれており、規則や指令、決定等の法令が掲載される。また、予算も掲載される。 なお、表紙の目次中、その効力に期限の定めがないものはアスタリスクを付して太字で、時限的なものは普通の字体で記載される。								
C series/ Informatio and Notices （告示編）	Part 1からPart 5に分かれており、欧州議会をはじめ各機関から出された意見や、欧州委員会が提出した法案及びその関連ドキュメント、欧州議会の議事概要、EU司法裁判所の判決概要、ユーロの換算率、職員の公募情報等が掲載される。								
S series/ Supplement （政府調達情報）	Ted（Tenders Electronic Daily、 https://ted.europa.eu/ ）から見るができる。								

項目名	規定（抜粋）
法令の公示方式	<p>【出力形式】</p> <ul style="list-style-type: none">● EUR-Lexからは、HTML形式及びPDF形式（電子署名付き）でのダウンロードが可能である。● 加えて、L series及びC seriesは、EUのデータ公開ポータルサイト「data.europa.eu」からもダウンロードが可能である。● 年別・言語別に発行されたOJのリストをcsv形式（2004年以降）で、各OJへのリンクをXML Formex形式でダウンロードすることができる。

項目名	規定（抜粋）
<p>公式法令データの所在・整備主体</p>	<p>【整備の主体（政府？ 印刷局？ 民間？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公示と同様、EU出版局が実施している。 <p>【公表の媒体（紙？ デジタル？ 併用？）_サンプル・表示イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 欧州議会及びEU理事会で採択された立法文書はEU法と総称され、公式の法令集は刊行されておらず、原則として全てEUR-LexのHP上で閲覧・ダウンロードが可能。EUR-LexではEU法そのもの以外に、立法関連資料等も収録。 ● 各法令のページには他の法律文書との関係、判例解釈、採択・発効・適用日、法的根拠、改正法などの詳細な情報に飛べるようリンクが設定。また、法律が採択されるまでの経過や当初の法律とその改正をすべて1つの文書にまとめた統合テキスト（consolidated text）形式での提供、EUの法令を平易に読みやすく簡潔に説明した「Summaries of EU legislation」を2000冊以上収録するなど、単なる法令データベースではなく様々な機能を提供。 ● EUR-Lex内で各文書を識別する番号として文書固有のCELEX番号が割り振られ、利用者はこのCELEX番号を用いて検索が可能。CELEX番号は”32022R0585”というように法令の種類で異なるアルファベットと数字の組み合わせで作成され、e-OJ番号が言語によって機関名の略称が異なるのに対し、言語共通。 ● なお、EUアカウントを作成すると、My EUR-Lexというパーソナライズされた機能を利用可能。具体的には、文書の保存、検索結果の保存、RRSフィードを利用した最新情報の通知、大量の文書のエクスポート、多言語表示等個人の検索・表示設定の維持が実装。 <p>【法令種別毎の整備主体の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全てEU出版局によって整備されており、法令種別毎の整備主体に違いはない。

1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

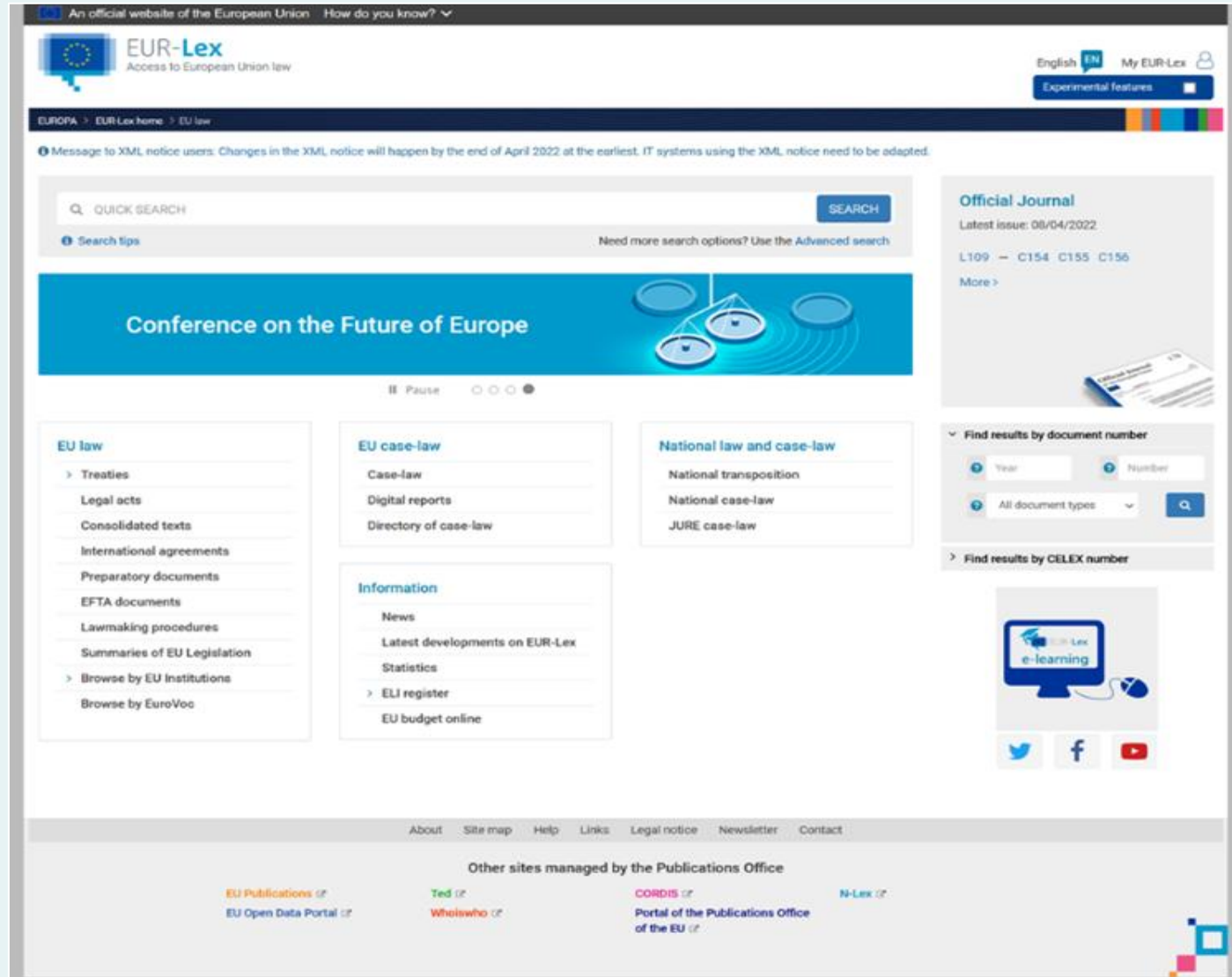
項目名

公式法令データの
所在・整備主体

規定（抜粋）

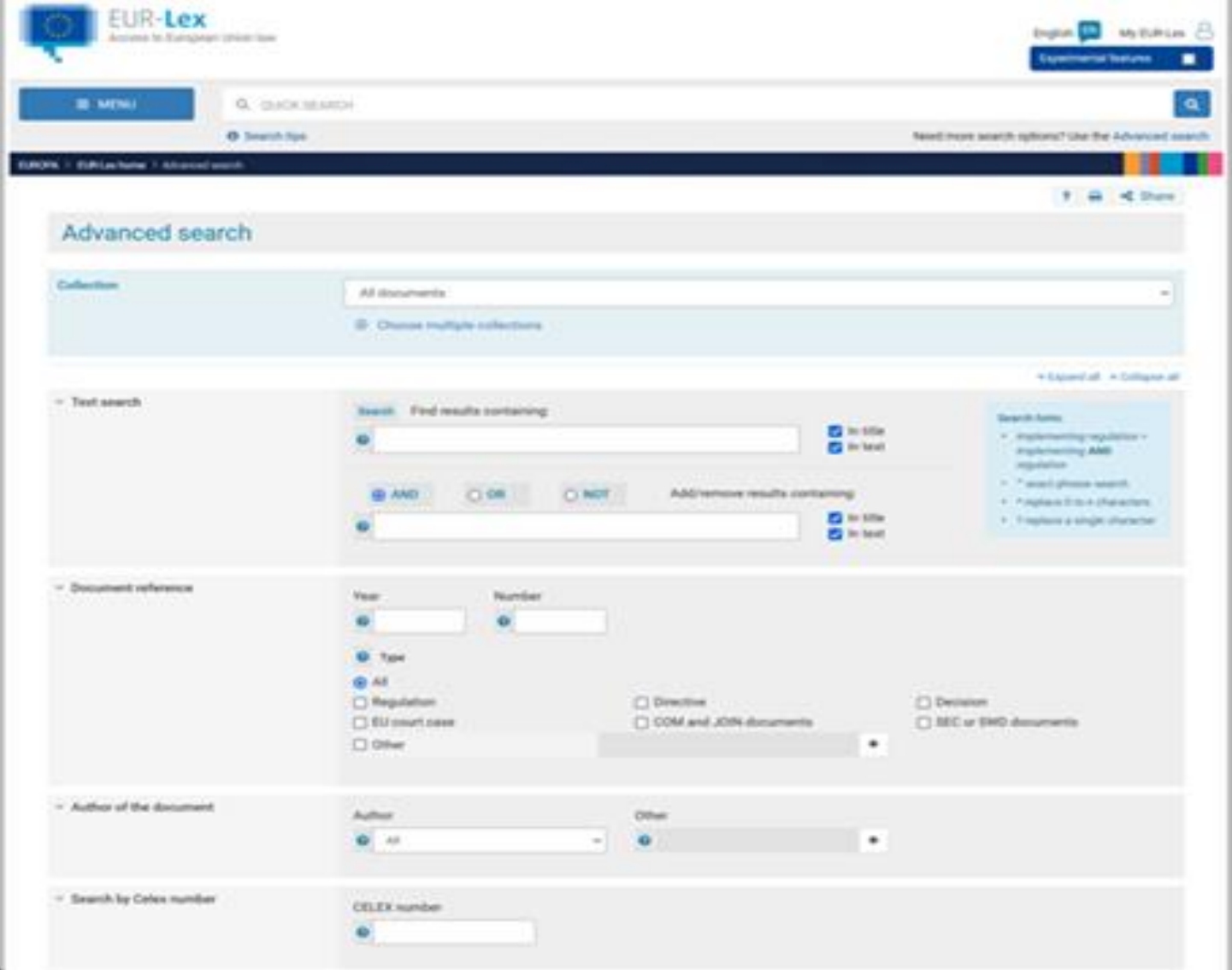
参考：EUR-Lex画面イメージ（トップページ）

※翻訳作業中

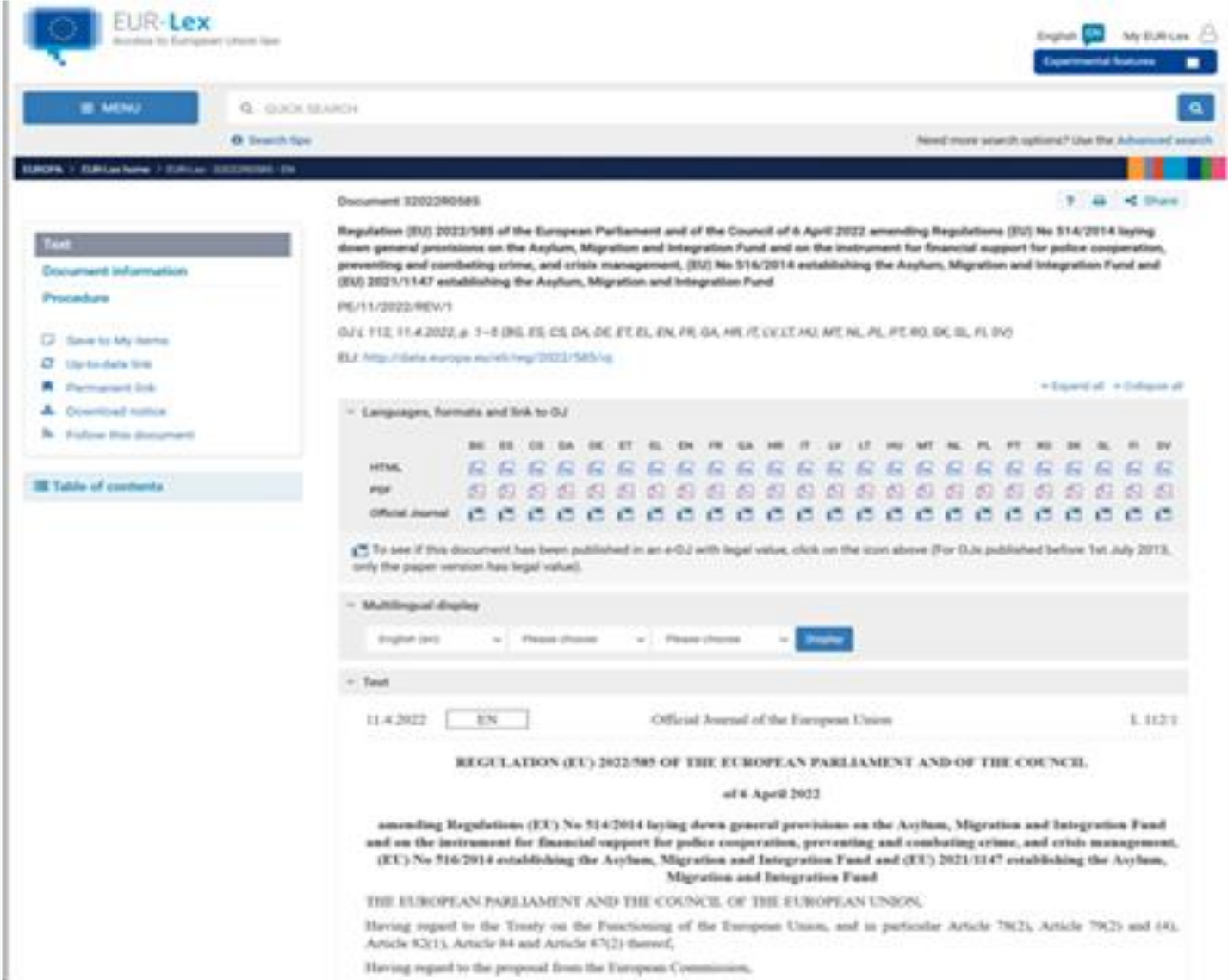


出典：https://eur-lex.europa.eu/homepage.html

1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

項目名	規定（抜粋）
公式法令データの所在・整備主体	<p>参考：EUR-Lex画面イメージ① ※翻訳作業中</p>  <p>出典：https://eur-lex.europa.eu/homepage.html</p>

1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

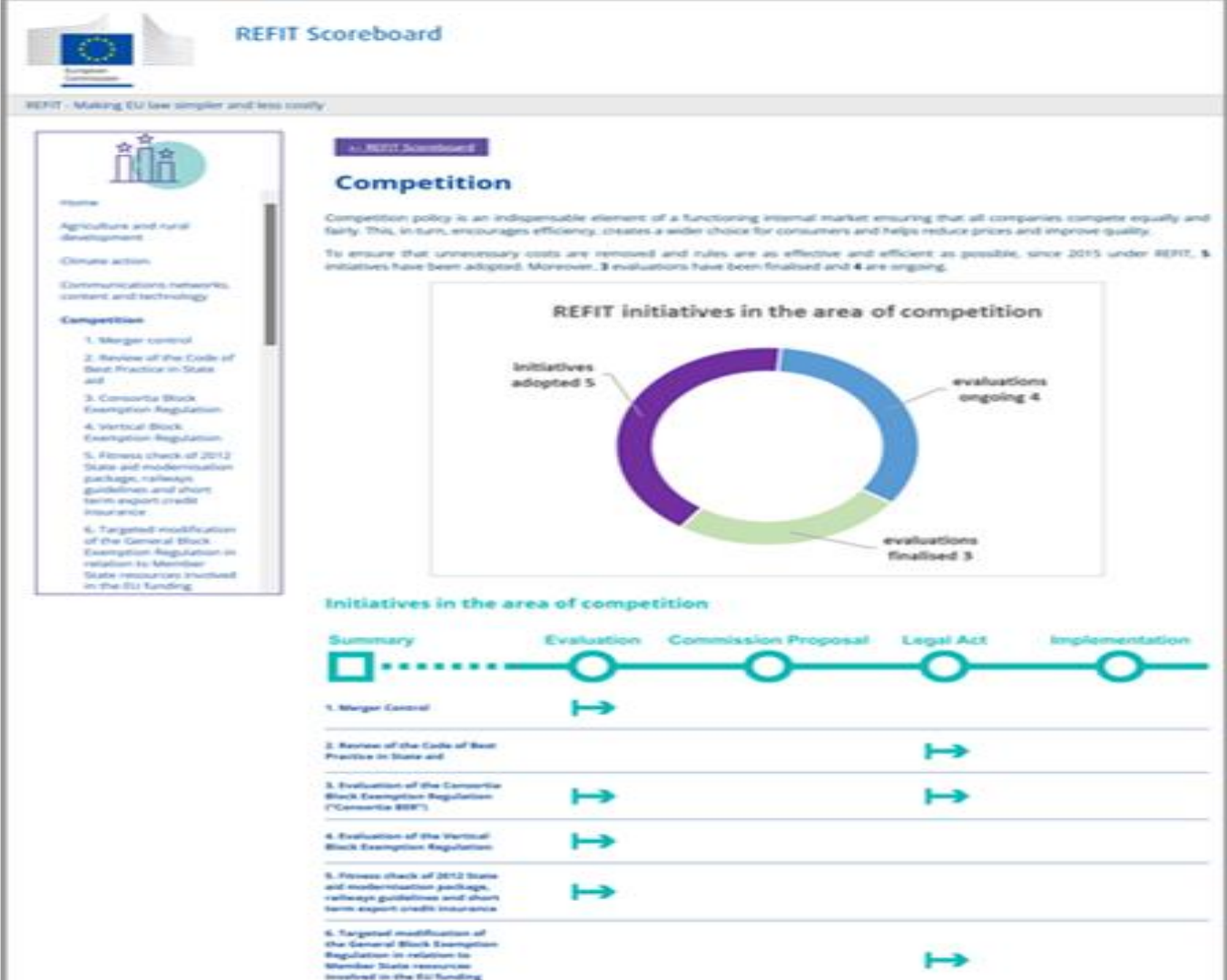
項目名	規定（抜粋）
公式法令データの所在・整備主体	<p>参考：EUR-Lex画面イメージ② ※翻訳作業中</p>  <p>The screenshot shows the EUR-Lex website interface. At the top, there is a search bar and navigation options. The main content area displays a document titled 'Regulation (EU) 2022/585 of the European Parliament and of the Council of 6 April 2022 amending Regulations (EU) No 514/2014 laying down general provisions on the Asylum, Migration and Integration Fund and on the instrument for financial support for police cooperation, preventing and combating crime, and crisis management, (EU) No 516/2014 establishing the Asylum, Migration and Integration Fund and (EU) 2021/1147 establishing the Asylum, Migration and Integration Fund'. Below the title, there is a table of links for different languages and formats (HTML, PDF, Official Journal). The document text is displayed in English, starting with 'REGULATION (EU) 2022/585 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 April 2022 amending Regulations (EU) No 514/2014 laying down general provisions on the Asylum, Migration and Integration Fund and on the instrument for financial support for police cooperation, preventing and combating crime, and crisis management, (EU) No 516/2014 establishing the Asylum, Migration and Integration Fund and (EU) 2021/1147 establishing the Asylum, Migration and Integration Fund'.</p> <p>出典：https://eur-lex.europa.eu/homepage.html</p>

1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

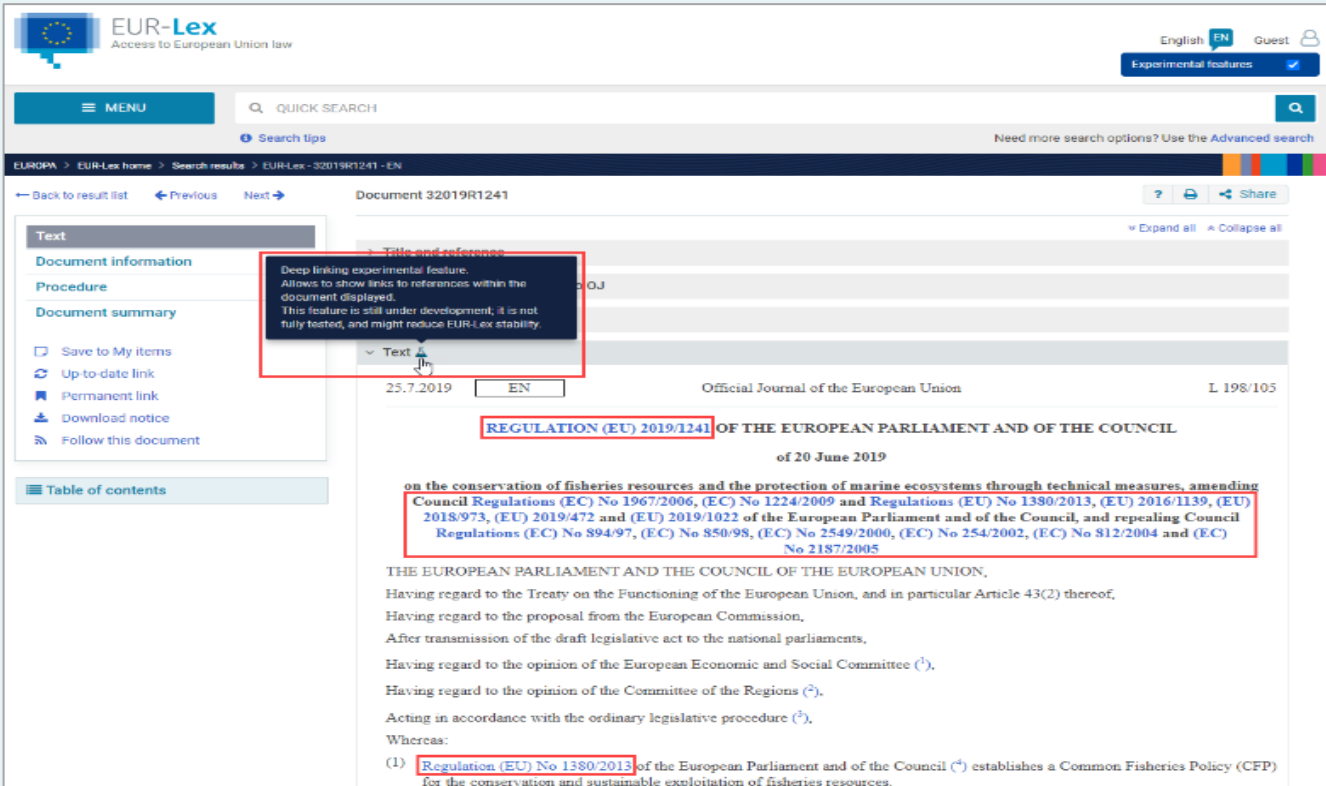
項目名	規定（抜粋）						
民間法令集との棲み分け	<p>【民間法令集の付加価値、存在意義（公式法令データに掲載されていない情報が掲載されている？ 公式より早い？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EUでは公式の法令集は刊行されておらず、製本としての法令集を入手したい場合には民間法令集しか存在しない。 ● 代表的な民間法令集としては、Sweet&Maxwell社のものが挙げられ、電子版のリーダーとしてThomson Reuters ProView eReader を用いることで、メモや注釈の追加、注釈の新版への引継ぎ等法曹関係者の利用を念頭に置いた機能を提供している。また、個別法については各国の民間出版社よりコンメンタール等が出版されている。 <p style="text-align: center;">参考：民間法令集</p> <table border="1" data-bbox="602 783 1974 1403"> <thead> <tr> <th data-bbox="602 783 1017 860">名 称</th> <th data-bbox="1017 783 1974 860">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="602 860 1017 1093"> Encyclopedia of European Community law </td> <td data-bbox="1017 860 1974 1093"> Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。規則や指令、決定、勧告等を分野別に収録。電子版も発行。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 1093 1017 1403"> Encyclopedia of European Union law: constitutional texts </td> <td data-bbox="1017 1093 1974 1403"> Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。EU条約をはじめとする主な条約や協定を収録。その他EU諸機関に係る規定や、政策等の分野別関連決議等を収録。電子版も発行。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">出典：国立国会図書館Webサイト「EU（欧州連合）－法令資料」及びSweet & Maxwell社Webサイトより作成</p>	名 称	概 要	Encyclopedia of European Community law	Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。規則や指令、決定、勧告等を分野別に収録。電子版も発行。	Encyclopedia of European Union law: constitutional texts	Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。EU条約をはじめとする主な条約や協定を収録。その他EU諸機関に係る規定や、政策等の分野別関連決議等を収録。電子版も発行。
名 称	概 要						
Encyclopedia of European Community law	Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。規則や指令、決定、勧告等を分野別に収録。電子版も発行。						
Encyclopedia of European Union law: constitutional texts	Sweet & Maxwell社から刊行された加除式の現行法令集。EU条約をはじめとする主な条約や協定を収録。その他EU諸機関に係る規定や、政策等の分野別関連決議等を収録。電子版も発行。						

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 欧州委員会により2012年から「欧州委員会規制適性・実績プログラム（REFIT）」が実施されている。可能な限り既存のEU法令を簡素化し、ターゲットを絞られた形とすることで、企業や個人が遵守しやすく、また意図した利益を得られることを目的としている。 ● 具体的な仕組みとしては、各国当局、企業、団体、市民が具体的な規制や行政の負担を軽減するための提案を提出することができ、提案は欧州委員会によって分析される。分析の過程では、政策目標のために最も効率的な選択肢の検討（影響評価）とともに、既存のEU法を簡素化、または不要な規制を取り除く可能性がないか評価（適合性チェック）が行われ、可能な限り規制の縮減効果を定量化した上で、欧州委員会によって提案される。妥当と認められる場合には、「勧告」として拘束力を有することになる。 ● 2019年の欧州連合の活動に関する一般報告によると、2015～2019年の期間では162のイニシアティブの実施が報告されており、2020年の作業計画には44のイニシアティブが含まれている。 ● イニシアティブの進捗状況は、REFITスコアボードにおいて、法案提出状況から検討状況まで、法案のライフサイクルに応じて状況を確認することができる。

1.2 EUの公式法令データベース「EUR-Lex」

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>参考：REFITスコアボード（例：競争法関係）</p>  <p>出典：https://op.europa.eu/webpub/com/refit-scoreboard/en/policy/4/index.html</p>

項目名	規定（抜粋）						
Rules as Code等	<p>【法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EUR-Lexで公開されている法令は、5つのフォーマット（CSV、TSV、Microsoft Excel、XML、PDF）でのエクスポートが可能。エクスポートする際に含めるメタデータの情報は選択することができる。エクスポートの上限は100文書、ログインすればCSV形式で5MBまで可能。 ● 日常的な利用者のためには、EUR-Lexサイトを通じたアクセスだけでなく、データベースへのダイレクトアクセスのサービスを提供している。 <p style="text-align: center;">参考：データの再利用方法</p> <table border="1" data-bbox="634 730 1938 1327"> <thead> <tr> <th data-bbox="634 730 1093 780">サービス</th> <th data-bbox="1093 730 1938 780">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="634 780 1093 1079">Webservice</td> <td data-bbox="1093 780 1938 1079"> <p>登録ユーザー向けのウェブサイト上で検索を行うことなく、直接EUR-Lexのデータを参照することができるサービス。サービスはSOAPプロトコルに基づいており、登録後は自由に利用することができる。</p> <p>ただし、文書ファイルの直接のダウンロードはできず、ダウンロードのためにはCellar RESTful APIの利用、またはガイドラインに従い直接リンクを生成した上で行うことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="634 1079 1093 1327">データベースへの直接アクセス</td> <td data-bbox="1093 1079 1938 1327"> <p>より高度なデータ処理を希望する場合、申請に基づきデータベースへの直接アクセスを構築することができる。</p> <p>RESTインターフェース経由で、データベース内のコンテンツやメタデータに直接アクセスすることができる。また、データベースに更新がある場合、RSSフィードによる通知を受けることができる（1日に数百万の通知が送信される）。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="640 1342 2034 1365">出典：EUR-Lex HP 『Reuse EUR-Lex content』 (https://eur-lex.europa.eu/content/help/data-reuse/reuse-contents-eurlex-details.html) より作成</p>	サービス	概 要	Webservice	<p>登録ユーザー向けのウェブサイト上で検索を行うことなく、直接EUR-Lexのデータを参照することができるサービス。サービスはSOAPプロトコルに基づいており、登録後は自由に利用することができる。</p> <p>ただし、文書ファイルの直接のダウンロードはできず、ダウンロードのためにはCellar RESTful APIの利用、またはガイドラインに従い直接リンクを生成した上で行うことができる。</p>	データベースへの直接アクセス	<p>より高度なデータ処理を希望する場合、申請に基づきデータベースへの直接アクセスを構築することができる。</p> <p>RESTインターフェース経由で、データベース内のコンテンツやメタデータに直接アクセスすることができる。また、データベースに更新がある場合、RSSフィードによる通知を受けることができる（1日に数百万の通知が送信される）。</p>
サービス	概 要						
Webservice	<p>登録ユーザー向けのウェブサイト上で検索を行うことなく、直接EUR-Lexのデータを参照することができるサービス。サービスはSOAPプロトコルに基づいており、登録後は自由に利用することができる。</p> <p>ただし、文書ファイルの直接のダウンロードはできず、ダウンロードのためにはCellar RESTful APIの利用、またはガイドラインに従い直接リンクを生成した上で行うことができる。</p>						
データベースへの直接アクセス	<p>より高度なデータ処理を希望する場合、申請に基づきデータベースへの直接アクセスを構築することができる。</p> <p>RESTインターフェース経由で、データベース内のコンテンツやメタデータに直接アクセスすることができる。また、データベースに更新がある場合、RSSフィードによる通知を受けることができる（1日に数百万の通知が送信される）。</p>						

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<ul style="list-style-type: none"> EUR-Lexではデジタルデータとしての操作性の向上のために様々な実験的取り組みを行っており、「実験的機能のコーナー（Experimental features corner）」として一部機能をローンチ、希望者はEUR-Lexの表示画面上で「実験的な機能を表示する」チェックボックスにチェックを入れると、当該機能を実験的に利用することができる。また、フィードバック機能があり、利用者は利用した機能に関して使い勝手を星の数での評価及びコメントとして申し送ることで、開発者に改善を訴えることができる。 <p>参考：実験的な機能の例（本文へのディープリンク）</p>  <p>The screenshot shows the EUR-Lex interface for document 32019R1241. A tooltip titled 'Deep linking experimental feature' is displayed, explaining that it allows showing links to references within the document. The text of the regulation includes a reference to 'Regulation (EU) No 1380/2013' which is highlighted in red. The document title is 'REGULATION (EU) 2019/1241 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 June 2019 on the conservation of fisheries resources and the protection of marine ecosystems through technical measures, amending Council Regulations (EC) No 1967/2006, (EC) No 1224/2009 and Regulations (EU) No 1380/2013, (EU) 2016/1139, (EU) 2018/973, (EU) 2019/472 and (EU) 2019/1022 of the European Parliament and of the Council, and repealing Council Regulations (EC) No 894/97, (EC) No 850/98, (EC) No 2549/2000, (EC) No 254/2002, (EC) No 812/2004 and (EC) No 2187/2005'.</p>

ドイツ


項目名	規定 (抜粋)
立法支援システム	<p>【関係者 (オーナー、開発事業者、運用、利用者は誰?)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの実施背景には国家規制管理委員会 (der Nationale Normenkontrollrat : NKR) の設置がある (2006年)。 ● NKRは連邦政府の独立した諮問機関で、法的規制が国民、企業、行政に及ぼす結果コストを明確かつわかりやすく示し、透明性を向上することを保証するために連邦首相府に設置。 ● オーナー (所管省庁) はBundesministerium des Innern und für Heimat : 連邦内務省)。 ● 現在の主な利用者は連邦政府、連邦議会、連邦参議院、両院協議会、大統領府に勤務する職員。利用状況のフィードバックのために、様々な連邦省庁や憲法機関の代表からなるワーキンググループが設立。 ● 今後プロジェクトを立法プロセスから公示、法令全体の整備へと進めるにあたっては、E-Verkündung (電子公布) を担当する連邦司法省及び消費者保護省、Neues Rechtsinformationssystem des Bundes (Neu-RIS、新法規情報システム) を担当する連邦司法省が関係者となる。 ● 関係図について別途作成予定

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発経緯（システム化以前の課題は何で、どのように解決しようとしたか）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NKRは2019年に立法プロセスの近代化・デジタル化について調査報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」を報告し、一貫したシステムを構築することを提案。 ● 提案の背景にはドイツにおける立法プロセス全体を通じて一貫して用いることのできるITシステムは存在せず、草案の起草から法律の公布に至るまで、各機関は異なるソフトウェアやアプリケーションを使用している状況がある。 ● 同報告書に基づき、連邦政府の立法手続きをデジタル化するプロジェクトE-Gesetzgebungが開始。 ● プロジェクトの目的は4つ。 <ol style="list-style-type: none"> ①立法プロセスのための新しいIT基盤の構築、②連邦政府、連邦議会、連邦参議院、両院協議会、大統領府における既存のシステムの不連続性を排除する、③連邦レベルの立法プロセスを、最初から最後までシームレスで相互運用可能なものとする、④立法プロセスをアップデートし、最新の技術に対応させることで将来に備える。 ● E-Gesetzgebungは、様々な憲法機関が関与する立法プロセスの一端であり、機能としては法案の電子的な起草と調整、電子的なコメント、ドイツ連邦議会と連邦参議院への法案の電子的な提出が含まれる。E-Gesetzgebungプロジェクトを通じて、立法文書の共同作成のためのエディター、電子規制影響評価モジュール、法律ガイドラインのデジタルライブラリーなど様々なアプリケーションが利用可能に。 ● 当該システムによる、立法プロセスのシームレス化や手作業排除の仕組みは調査中

2. Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (E-Legislation)

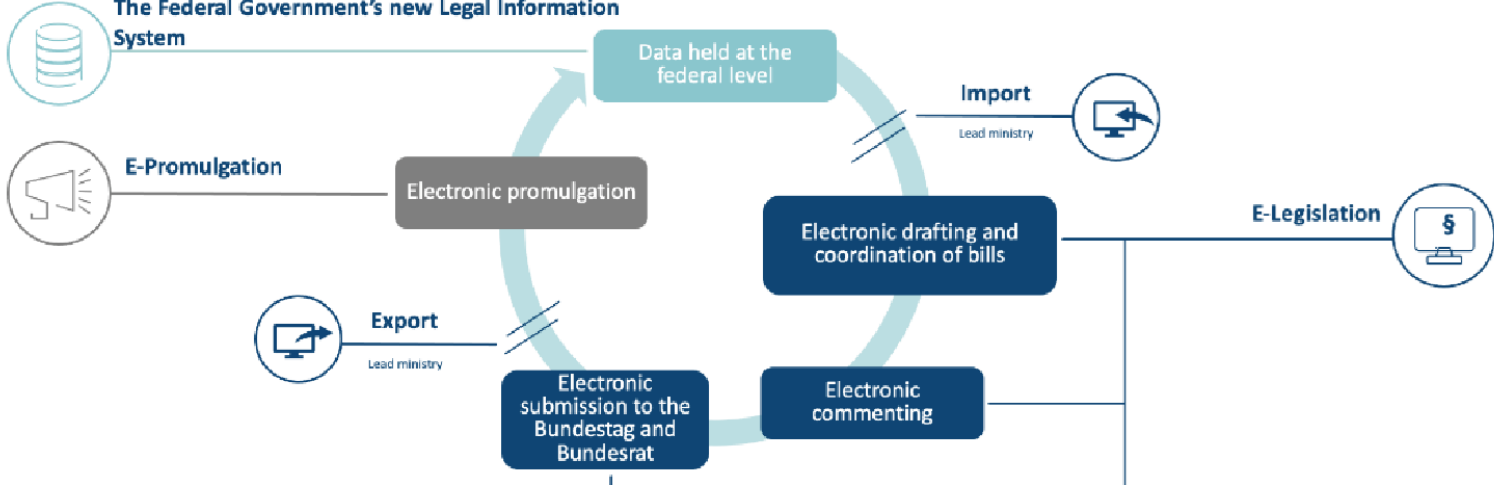
項目名	規定（抜粋）																						
立法支援システム	<p>法案作成・立法サイクル（連邦省庁の共同手続き規則GGOによる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 翻訳作業中 <div data-bbox="506 390 1634 435" style="text-align: center;"> <h3>Ablauf der ministeriellen Gesetzesvorbereitung (nach GGO)</h3> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">Idealtypischer Gesetzgebungsprozess</th> <th style="width: 60%;">Verfahrensschritte nach der GGO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Politische Willensbildung</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Übergabe an Ministerialbürokratie</td> <td>A Impuls für Gesetzentwurf</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">Ministerielle Gesetzesvorbereitung</td> <td>B Bestimmung Federführung</td> </tr> <tr> <td>C Hausinterne Abstimmung; § 15 GGO</td> </tr> <tr> <td>D Hausentwurf</td> </tr> <tr> <td>E Interministerielle Abstimmung; § 45 GGO</td> </tr> <tr> <td>F Referentenentwurf</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Neutrale Qualitätskontrolle</td> <td>G Externe Beteiligung; §§ 41, 47 GGO</td> </tr> <tr> <td>H Kabinettsbefassung; § 51 GGO</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Parlamentarische Befassung und Verabschiedung</td> <td>I Regierungsentwurf</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>Evaluation in der Umsetzung</td> <td>J Evaluation; § 47 GGO</td> </tr> <tr> <td>Rückkopplung</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> Teilschritte Phase im Gutachten <u>nicht</u> betrachtet Entwurfsfassungen </p>	Idealtypischer Gesetzgebungsprozess	Verfahrensschritte nach der GGO	Politische Willensbildung		Übergabe an Ministerialbürokratie	A Impuls für Gesetzentwurf	Ministerielle Gesetzesvorbereitung	B Bestimmung Federführung	C Hausinterne Abstimmung; § 15 GGO	D Hausentwurf	E Interministerielle Abstimmung; § 45 GGO	F Referentenentwurf	Neutrale Qualitätskontrolle	G Externe Beteiligung; §§ 41, 47 GGO	H Kabinettsbefassung; § 51 GGO	Parlamentarische Befassung und Verabschiedung	I Regierungsentwurf		Evaluation in der Umsetzung	J Evaluation; § 47 GGO	Rückkopplung	
Idealtypischer Gesetzgebungsprozess	Verfahrensschritte nach der GGO																						
Politische Willensbildung																							
Übergabe an Ministerialbürokratie	A Impuls für Gesetzentwurf																						
Ministerielle Gesetzesvorbereitung	B Bestimmung Federführung																						
	C Hausinterne Abstimmung; § 15 GGO																						
	D Hausentwurf																						
	E Interministerielle Abstimmung; § 45 GGO																						
	F Referentenentwurf																						
Neutrale Qualitätskontrolle	G Externe Beteiligung; §§ 41, 47 GGO																						
	H Kabinettsbefassung; § 51 GGO																						
Parlamentarische Befassung und Verabschiedung	I Regierungsentwurf																						
Evaluation in der Umsetzung	J Evaluation; § 47 GGO																						
Rückkopplung																							

2. Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (E-Legislation)

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>連邦司法省による精査のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 翻訳作業中  <p>The diagram illustrates the legislative process in Germany, showing the flow from 'Diskussionsentwurf' to 'Verkündung'. It highlights the 'Rechtssetzungsv erfahren' (legislation process) and the 'Gesetzesredaktion' (legislation redaction) phase. The process is divided into 'ministerielle Phase' and 'parlamentarische Phase'. Key steps include 'Diskussionsentwurf', 'Referentenentwurf', 'Kabinettdentwurf', 'Kabinettdeschluss', 'Regierungsentwurf', and 'Verkündung'. The 'Gesetzesredaktion' phase involves the 'Gesetzesredaktion des Bundesministeriums der Justiz' and the 'Redaktionsstab beim Deutschen Bundestag'.</p> <p>出典：連邦司法省HP 『Gesetzesredaktion』 https://www.bmj.de/DE/Themen/RechtssetzungBuerokratieabbau/Sprachberatung/Sprachberatung_node.html</p>

2. Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (E-Legislation)

ドイツ

項目名	規定 (抜粋)
立法支援システム	<p data-bbox="480 261 1832 359">E-Gesetzgebung及びLegalDocML.deの立法プロセスにおける位置づけ 翻訳作業中</p> <div data-bbox="485 405 2021 1108"><p data-bbox="491 412 1427 450">E-Legislation and LegalDocML.de in the legislative cycle</p><p>The diagram illustrates the legislative cycle. It starts with 'Data held at the federal level' (top center). An 'Import' arrow from the 'Lead ministry' (right) points to this data. From there, the process flows to 'Electronic drafting and coordination of bills' (right), then to 'Electronic commenting' (bottom right), and 'Electronic submission to the Bundestag and Bundesrat' (bottom center). An 'Export' arrow from the 'Lead ministry' (left) points away from the submission stage. The cycle then moves to 'Electronic promulgation' (center), which leads to 'E-Legislation' (right, marked with a § symbol). 'E-Promulgation' (left) also points to the promulgation stage. The 'The Federal Government's new Legal Information System' (top left, marked with a database icon) is connected to the 'Data held at the federal level'.</p></div> <p data-bbox="527 1161 1268 1191">出典 : E-Gesetzgebung HP (https://egesetzE-Gesetzgebung/index_en.html)</p>

2. Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (E-Legislation)

項目名	規定 (抜粋)
立法支援システム	<p>参考：ドイツの立法過程</p> <p>出典：国立国会図書館『調査と情報-Issue Brief-』No.1055「ドイツの議会制度」P13</p> <p>* 下院が可決した法律の修正又は廃棄。</p>

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発状況（開発の進捗スケジュールはどうなっていて、今はどの段階？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● E-Gesetzgebungは段階的に推進され2023年末まで実施予定。E-Gesetzgebungプロジェクトの技術設計の基礎になるプロセスの包括的なインベントリが作成。 ● E-Gesetzgebungで提供される電子スケジュールモジュール、立法文書の共同起草、コメント、承認のためのテキストエディターなどのコアモジュールは順次E-Gesetzgebungに組み込まれ、利用を開始した上で、ユーザーのフィードバックを得て改訂と拡張が予定されている。 ● フィードバックはこのプロジェクトのために設立された様々な連邦省庁や憲法機関の代表からなるワーキンググループによって実施。 <p>【運用状況（実際の利用状況は、手作業と併用？ 完全にシステム化？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不明（調査中ですがヒアリングでないと実情把握が難しい可能性あり）

項目名	規定（抜粋）														
立法支援システム	【対象とする法令種別（法律、政令、省令、告示、通知等、条例等）】														
	● 法律（Gesetz）が対象。														
	【システム機能（機能一覧、画面遷移、マニュアル）】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 467 810 536">アプリケーション</th> <th data-bbox="810 467 2023 536">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 536 810 621">立法用テキストエディター</td> <td data-bbox="810 536 2023 621">法案の起草と編集を共同作業でシームレスに行うためのエディター。LegalDocMLデータ形式に基づいた起草・編集を行うことができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 621 810 697">素案の電子準備</td> <td data-bbox="810 621 2023 697">主務官庁が新たな規制内容を立案する際の内容準備の支援システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 697 810 781">法的ガイドラインのデジタルライブラリ</td> <td data-bbox="810 697 2023 781">立法プロセスに関する最新の関連ガイドライン集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 781 810 857">電子規制影響評価（eGfA）</td> <td data-bbox="810 781 2023 857">新たな法令により明確に予想される影響を体系的に特定し評価するための手順を案内。今のところ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 857 810 1186">電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）</td> <td data-bbox="810 857 2023 1186">消費者、個別の価格、価格水準に関する規制の影響を評価するためのモジュールが提供されている持続可能性評価のためのツール。すべての法律案は、連邦省庁の共同手続き規則GGOに基づき審査される。GGOには「プロジェクトの影響が持続可能な開発に対応するものかどうか、特にプロジェクトがどのような長期的影響を及ぼすかを示さなければならない」と定められており、立法過程における持続可能な政策の導入のためのチェックプロセス。 eNAPは、持続可能性戦略の個々の指標、目標、管理ルールをチェックすることをデジタルで支援し、レビューの結果、計画された規制がどの分野でプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性があるかを明らかにする。これにより、立法プロセスの早い段階で、それらに対応する機会を得ることができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1186 810 1262">省内・省間調整</td> <td data-bbox="810 1186 2023 1262">主務官庁内及び関係省庁間での調整のためのアプリケーション</td> </tr> </tbody> </table>	アプリケーション	内 容	立法用テキストエディター	法案の起草と編集を共同作業でシームレスに行うためのエディター。LegalDocMLデータ形式に基づいた起草・編集を行うことができる。	素案の電子準備	主務官庁が新たな規制内容を立案する際の内容準備の支援システム	法的ガイドラインのデジタルライブラリ	立法プロセスに関する最新の関連ガイドライン集	電子規制影響評価（eGfA）	新たな法令により明確に予想される影響を体系的に特定し評価するための手順を案内。今のところ	電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）	消費者、個別の価格、価格水準に関する規制の影響を評価するためのモジュールが提供されている持続可能性評価のためのツール。すべての法律案は、連邦省庁の共同手続き規則GGOに基づき審査される。GGOには「プロジェクトの影響が持続可能な開発に対応するものかどうか、特にプロジェクトがどのような長期的影響を及ぼすかを示さなければならない」と定められており、立法過程における持続可能な政策の導入のためのチェックプロセス。 eNAPは、持続可能性戦略の個々の指標、目標、管理ルールをチェックすることをデジタルで支援し、レビューの結果、計画された規制がどの分野でプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性があるかを明らかにする。これにより、立法プロセスの早い段階で、それらに対応する機会を得ることができる。	省内・省間調整	主務官庁内及び関係省庁間での調整のためのアプリケーション
	アプリケーション	内 容													
	立法用テキストエディター	法案の起草と編集を共同作業でシームレスに行うためのエディター。LegalDocMLデータ形式に基づいた起草・編集を行うことができる。													
	素案の電子準備	主務官庁が新たな規制内容を立案する際の内容準備の支援システム													
法的ガイドラインのデジタルライブラリ	立法プロセスに関する最新の関連ガイドライン集														
電子規制影響評価（eGfA）	新たな法令により明確に予想される影響を体系的に特定し評価するための手順を案内。今のところ														
電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）	消費者、個別の価格、価格水準に関する規制の影響を評価するためのモジュールが提供されている持続可能性評価のためのツール。すべての法律案は、連邦省庁の共同手続き規則GGOに基づき審査される。GGOには「プロジェクトの影響が持続可能な開発に対応するものかどうか、特にプロジェクトがどのような長期的影響を及ぼすかを示さなければならない」と定められており、立法過程における持続可能な政策の導入のためのチェックプロセス。 eNAPは、持続可能性戦略の個々の指標、目標、管理ルールをチェックすることをデジタルで支援し、レビューの結果、計画された規制がどの分野でプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性があるかを明らかにする。これにより、立法プロセスの早い段階で、それらに対応する機会を得ることができる。														
省内・省間調整	主務官庁内及び関係省庁間での調整のためのアプリケーション														
出典： https://egesetzgebung.bund.de/index_en.html より作成															

項目名	規定 (抜粋)
<p>法令の改正方式</p>	<p>【増補方式、一部改正 (改め文) 方式、一部改正 (新旧対照表) 方式、その他法令種別毎の方式の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現代では新しい法律「Stammgesetzen (親法)」や法規命令「Stammverordnungen (親法規命令)」で規制される対象はまれで、主に既存の法律「Änderungsgesetze (改正法)」または法規命令「Änderungsverordnungen (改正法規命令)」改正によって行われる。 ● 法律または法規命令を改正する場合、改正法規命令に続いて新たな法律が制定されない限り、それまで適用されていた法律を改正する法規命令のみが連邦法令公報に公布。 ● 改正前の親法令をより読みやすくするため、出版社やオンラインプロバイダーが改正内容を現行の親法令に挿入し (この作業を「Konsolidierung (統合)」と呼ぶ)、非公式文書として発行。 ● 政府内では、連邦司法省であらかじめ統合作業が行われ、その後、文書形式で包括的に索引付けされる。Webサイト「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」で公表されるのは統合後の法律及び法規命令であり、改正法令等は含まれない。 <p>【システム導入による方式の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査中

項目名	規定 (抜粋)
法令の公示方式	<p>公示の主体 (政府? 印刷局? 民間?)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt : BGBl) BGBlは1949年の基本法 (Grundgesetz) の公布から発行。連邦法務省が発行。ただし、購入は Bundesanzeiger Verlag GmbH社の有料会員登録により可能。 ● 連邦官報 (Bundesanzeiger : BAnz) は政府の告示や会社公告、裁判所公告等を掲載する官報。BGBlとは別に刊行され、BGBlに掲載されない重要度の低い法規命令も掲載。2012年4月以降紙媒体での発行が停止され、電子版 (www.bundesanzeiger.deに公告) のみとなった。閲覧・PDF形式のダウンロードは無料だが、有償購入も可能。 ● 省庁共通公報 (Gemeinsames Ministerialblatt : GMBI) は一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschriften)、法規命令 (Verordnungen)、指令 (Richtlinien)、政令 (Erlasse)、回覧 (Rundschreiben)、一般的な重要性のある発表、行政機関の求人広告等が掲載。1950年以来、連邦内務省 (Bundesministerium des Innern und für Heimat) が発行し、Webサイト (https://www.gmbi-online.de/) では1950年から最新号までのGMBIの全号を有償で閲覧、印刷、保存可能。

項目名	規定（抜粋）
法令の公示方式	<p>【公示の媒体（紙？ デジタル？ 併用？）_サンプル・表示イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ※別紙に掲載 <p>【法令種別毎の公示方法の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法令種別によって公示媒体が異なる。基本法の規定に従って制定された法律（Gesetze）は、基本法第58条に基づき所管大臣及び首相による副署の後、第82条第1項第1文に基づき連邦大統領によって認証され、連邦法令公報（Bundesgesetzblatt）において公布。 ● この他ドイツでは、法律の執行のために連邦行政機関や各州の行政機関が発する命令類が次の3種類存在する。①議会制定法の委任を受けて行政機関が制定し、法律と同様に国民を直接に拘束する法規命令（Rechtsverordnung）（政令レベル）、②行政機関が定め、行政機関を拘束する行政命令（Verwaltungsverordnung）（省令レベル）、③法令に基づく、上級官庁から下級官庁への指示である通知類（通知Mitteilung、通達Rundschrift、政令Erlaß、回覧Runderlaß、指令Richtlinie）（告示レベル）。このうち①法規命令は、基本法第82条第1項第2文に基づき、それを発行する機関（通常は連邦政府または連邦省）によって公布され、原則として連邦法令公報でも公布され、「法規命令および告示の公布に関する法律（Gesetzes über die Verkündung von Rechtsverordnungen und Bekanntmachungen、略称VkBkmG）」第2条第1項および第5項の条件に基づき、連邦官報の公式セクション（Amtlichen Teil）でも公布。 ● ②行政命令は原則として連邦官報に掲載され③通知類は省庁共通公報に掲載。

項目名	規定（抜粋）
<p>公式法令データの所在・整備主体</p>	<p>整備の主体（政府？ 印刷局？ 民間？）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 連邦司法省及び連邦司法局が整備主体。連邦司法局は、連邦司法省の管轄下にある高等連邦機関であり、司法制度に関する業務を行う機関。具体的には <ol style="list-style-type: none"> ①国際的な法律関係の窓口。 ②連邦中央登録簿、中央検察庁手続登録簿、中央貿易登録簿、外国との犯罪情報の交換。 ③航空交通に関する公式調停機関。 ④私法に基づき組織された調停機関を消費者調停機関として承認する等を行う。 ● また、Webサイト「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」は連邦司法省がJuris社と共同で提供。所管は連邦司法省の連邦法務情報システムコンピテンスセンター。 ● 現行のほぼすべての連邦法は、ドイツ連邦司法省（Bundesministerium der Justiz）及び連邦司法局（Bundesamt für Justiz）が提供するWebサイト「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」において無料で閲覧・ダウンロード可能（ただし、印刷及び検索は有償）。 ● 「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」の整備を受託するJuris社は有料会員制データベースJURIS Online (https://www.juris.de/jportal/nav/loginseite.jsp) を提供しており、会員は法令の現行条文や特定の時点の条文、改正履歴等を検索して見ることができる。

項目名	規定（抜粋）																
公式法令データの所在・整備主体	<p>整備の主体（政府？ 印刷局？ 民間？）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Juris社の概要 <table border="1" data-bbox="485 379 2023 1120"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="485 379 2023 427">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 427 683 476">創業</td> <td data-bbox="683 427 2023 476">1985年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 476 683 598">設立の背景</td> <td data-bbox="683 476 2023 598">連邦共和国向けの最新の法律情報システムを構築することを目的として、連邦所有の会社として1985年に設立。提供される法律情報は主に公的機関によって情報源として使用されてきたが、今日ではドイツの法律および実務知識管理の大手デジタルプロバイダーであり、有望な成長市場のパイオニアとして、その製品を継続的に開発。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 598 683 677">資本関係</td> <td data-bbox="683 598 2023 677">ドイツ連邦政府出資。ただし、デジタル法律情報の市場で成功するため2001年、一部所有権をSdU（旧オランダ国営印刷所および出版社）に譲渡し事業を強化。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 677 683 786">売上高</td> <td data-bbox="683 677 2023 786">約6,500万ユーロ（2021年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 786 683 895">従業員数</td> <td data-bbox="683 786 2023 895">240名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 895 683 1003">拠点</td> <td data-bbox="683 895 2023 1003">事業所：ベルリン・ザールブリュッケン・フランクフルトアムメイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1003 683 1120">備考</td> <td data-bbox="683 1003 2023 1120">Juris社が中心となり国内の主要な法律出版社、販売店、公的出版社、府省を含んだjurisAllianzという出版ネットワークが構築 出典：https://www.juris.de/jportal/nav/unternehmen/index.jspより作成</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法令種別毎の公示方法の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行のほぼすべての連邦法はWebサイト「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」に掲載され、整備主体は同じ。 	概要		創業	1985年	設立の背景	連邦共和国向けの最新の法律情報システムを構築することを目的として、連邦所有の会社として1985年に設立。提供される法律情報は主に公的機関によって情報源として使用されてきたが、今日ではドイツの法律および実務知識管理の大手デジタルプロバイダーであり、有望な成長市場のパイオニアとして、その製品を継続的に開発。	資本関係	ドイツ連邦政府出資。ただし、デジタル法律情報の市場で成功するため2001年、一部所有権をSdU（旧オランダ国営印刷所および出版社）に譲渡し事業を強化。	売上高	約6,500万ユーロ（2021年度）	従業員数	240名	拠点	事業所：ベルリン・ザールブリュッケン・フランクフルトアムメイン	備考	Juris社が中心となり国内の主要な法律出版社、販売店、公的出版社、府省を含んだjurisAllianzという出版ネットワークが構築 出典：https://www.juris.de/jportal/nav/unternehmen/index.jspより作成
概要																	
創業	1985年																
設立の背景	連邦共和国向けの最新の法律情報システムを構築することを目的として、連邦所有の会社として1985年に設立。提供される法律情報は主に公的機関によって情報源として使用されてきたが、今日ではドイツの法律および実務知識管理の大手デジタルプロバイダーであり、有望な成長市場のパイオニアとして、その製品を継続的に開発。																
資本関係	ドイツ連邦政府出資。ただし、デジタル法律情報の市場で成功するため2001年、一部所有権をSdU（旧オランダ国営印刷所および出版社）に譲渡し事業を強化。																
売上高	約6,500万ユーロ（2021年度）																
従業員数	240名																
拠点	事業所：ベルリン・ザールブリュッケン・フランクフルトアムメイン																
備考	Juris社が中心となり国内の主要な法律出版社、販売店、公的出版社、府省を含んだjurisAllianzという出版ネットワークが構築 出典：https://www.juris.de/jportal/nav/unternehmen/index.jspより作成																

項目名	規定（抜粋）
民間法令集との棲み分け	<p>【民間法令集の付加価値、存在意義（公式法令データに掲載されていない情報が掲載されている？ 公式より早い？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Bundesanzeiger Verlag GmbH社は、連邦官報（Bundesanzeiger）や連邦法律公報（Bundesgesetzblatt）、議会資料等を刊行する出版社。同社のBGBl Online（https://www.bgbl.de/）からは、創刊以降のBGBl（第I部・第II部）を日付から閲覧・ダウンロード可能（印刷及び検索は有償）。 ● 「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」の整備を受託するJuris社は有料会員制データベースJURIS Online（https://www.juris.de/jportal/nav/loginseite.jsp）を提供しており、会員は法令の現行条文や特定の時点の条文、改正履歴等を検索して閲覧可能。

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況（法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫））】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ政府はデジタル立法文書の基本的な規格として、2019年7月コンテンツデータ規格である「LegalDocML.de」を定めた。これは国際標準LegalDocMLをベースにしており、E-Gesetzgebungプロジェクトにおいて、ドイツの連邦法制定に特有の要件に合うように修正されたもの。 ● EUの出力方式を含めたXML方式の規格は、別途整理予定 ● コンテンツデータ標準LegalDocML.deは、立法文書に要求される法的形式と構造をXMLデータスキーマで再現することを意図。要求される法的形式と構造は、「立法文書作成ガイドライン」（das Handbuch der Rechtsförmlichkeit、略称HdR）、「連邦省庁の共同手続き規則」（die Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien、略称GGO）、「法律条項および行政規則作成のためのガイドライン」（das Handbuch zur Vorbereitung von Rechts- und Verwaltungsvorschriften、略称HVRV）に定義。起草者はE-Legislationプラットフォームで提供される立法用テキストエディターを通じて作業することで、立法文書内の特定の構造要素や内容要素に一貫したラベルを付け、技術的に中立なXML形式で再現し、関係者全員にとって一貫した構造を持たせることができる。 ● E-Verkündung（電子公布）や新法規情報システム（Neu-RIS/RIKA）など、立法プロセスのデジタル化における他のステップでもLegalDocML.deが使用される予定。

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況（法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫））】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政サービスの情報管理（FIM） 2017年に制定されたオンラインアクセス法（OZG）に基づき行政サービスのデジタル化を推進している一環で用いられている連邦政府と州の共同情報管理ツールがFIM（Förderales Informationsmanagement）。 <p>FIMの目標は、全行政サービスのプロセスをシステムとして標準化すること。これにより、ある州が担当分野の行政サービスについてコンテンツを作成すれば、他の州もこれをそのままあるいは、必要に応じて修正し使用可能に。調査報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen」では、FIMは、現在の行政サービスのデジタル化だけでなく、将来的には規制の影響評価等、事前に法的シミュレーションを可能にすることが期待されると指摘。</p>

項目名	規定（抜粋）
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況（法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫））】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FIMでは行政サービスに関する情報は①行政サービスの記述（概要や法的根拠等の利用者向けの情報）、②書式（データ・フィールド）、③プロセス（申請の受付、書式の確認、処理等）の3要素（Baustein）に分け、XÖV ファイルで管理。これらの基礎データを作成するため、全省に連邦 FIM 編集担当（Bundesredaktion）が設置。連邦 FIM 編集担当が作成した基礎データは FIM レポジトリに置かれ、州はその情報をそのまま、又は修正して使うことができる。市町村は、その情報を同様に使うことができる。 ● 将来的にはFIMの規格は③プロセスを超えて、当局内の意思決定ロジック（例えば社会的給付の承認のための規則）も表現できるようになるはずであり、これを活用することで、特定の法的調整がもたらすであろう影響や、他の規制分野との不整合、ギャップ、意図しない相互作用がまだ存在する場所を客観的に評価することが可能に。 ● なお現在①行政サービスの記述についてはザクセン・アンハルト州、②書式についてはニーダーザクセン州、③プロセスについてはメクレンブルク・フォアポンメルン州が運用者（Bausteinbetreiber）となり、レポジトリやエディタの提供、XÖV 標準化等を行っている。なお、州の各省にも、州 FIM 編集担当（Landesredaktion）が置かれている。

項目名	規定（抜粋）										
Rules as Code等	<p>【法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況（法令の出力方式（xmlとした場合、法令用スキーマ定義、利用視点の工夫））】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」で公開されている法令は、4つのフォーマットで閲覧・印刷・ダウンロードが可能。 <table border="1" data-bbox="485 500 2021 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 500 683 610">フォーマット</th> <th data-bbox="683 500 2021 610">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 610 683 727">HTML</td> <td data-bbox="683 610 2021 727">インターネット上で情報を表示するための標準的な形式。ブラウザ上で簡単に素早く法令を閲覧したい場合は、この形式を選択。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 727 683 878">PDF</td> <td data-bbox="683 727 2021 878">視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適しているが、当該サイト上からダウンロードされたPDFは正本でないことに留意する必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 878 683 999">EPUB</td> <td data-bbox="683 878 2021 999">電子書籍のオープンスタンダード。EPUB形式のドキュメントは、それぞれの画面サイズに動的にテキストを合わせることができるため、特に携帯端末での出力に適している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 999 683 1256">XML</td> <td data-bbox="683 999 2021 1256">情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット。公開されている法律や法令をさらに自動的な手順で処理したいユーザーに特に適している。 XMLデータのデータ構造は、Document Type Definition (DTD) に記述されており、www.gesetze-im-internet.de/dtd/1.01/gii-norm.dtd で一般公開されている。なお法令の索引は毎日更新され、www.gesetze-im-internet.de/gii-toc.xmlからXML形式でも検索できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="497 1271 1119 1297">出典： https://www.gesetze-im-internet.de/hinweise.htmlより作成</p>	フォーマット	概要	HTML	インターネット上で情報を表示するための標準的な形式。ブラウザ上で簡単に素早く法令を閲覧したい場合は、この形式を選択。	PDF	視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適しているが、当該サイト上からダウンロードされたPDFは正本でないことに留意する必要がある。	EPUB	電子書籍のオープンスタンダード。EPUB形式のドキュメントは、それぞれの画面サイズに動的にテキストを合わせることができるため、特に携帯端末での出力に適している。	XML	情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット。公開されている法律や法令をさらに自動的な手順で処理したいユーザーに特に適している。 XMLデータのデータ構造は、Document Type Definition (DTD) に記述されており、www.gesetze-im-internet.de/dtd/1.01/gii-norm.dtd で一般公開されている。なお法令の索引は毎日更新され、www.gesetze-im-internet.de/gii-toc.xmlからXML形式でも検索できる。
フォーマット	概要										
HTML	インターネット上で情報を表示するための標準的な形式。ブラウザ上で簡単に素早く法令を閲覧したい場合は、この形式を選択。										
PDF	視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適しているが、当該サイト上からダウンロードされたPDFは正本でないことに留意する必要がある。										
EPUB	電子書籍のオープンスタンダード。EPUB形式のドキュメントは、それぞれの画面サイズに動的にテキストを合わせることができるため、特に携帯端末での出力に適している。										
XML	情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット。公開されている法律や法令をさらに自動的な手順で処理したいユーザーに特に適している。 XMLデータのデータ構造は、Document Type Definition (DTD) に記述されており、www.gesetze-im-internet.de/dtd/1.01/gii-norm.dtd で一般公開されている。なお法令の索引は毎日更新され、www.gesetze-im-internet.de/gii-toc.xmlからXML形式でも検索できる。										

参考

【ドイツの法令種別】

法令種別	概要
法律 (Gesetz)	法律。憲法上、連邦議会で議決されたもののみが「法律 (Gesetz)」と呼ばれる。
法規命令① Rechtsverordnung	議会制定法の委任を受けて行政機関が制定し、法律と同様に国民を直接に拘束する政令レベルのもの。
法規命令② Verwaltungsverordnung	特定の行政機関を拘束する行政命令で日本でいう省令レベルに相当。
一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschriften)	法令に基づく、上級官庁から下級官庁への指示である通知類。通知 Mitteilung、通達 Rundschrift、政令 Erlaß、回覧 Runderlaß、指令 Richtlinie が存在。日本でいう告示レベルに相当。

出典：出典： 宍戸 伴久 『連載：研究・実務に役立つ！リーガル・リサーチ入門第15回 ドイツ・フランス・ヨーロッパ連合 (EU) 法情報』 (注釈75) 及び Bundesrat HP 『Mitwirkung an der Verwaltung des Bundes』
(<https://www.bundesrat.de/DE/aufgaben/verwaltung/verwaltung-node.html>) より作成

デンマーク (DMK)

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）										
立法支援システム	<p>【立法システムは何があるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> デンマークにおける立法プロセスは、①法案の作成、②議会での法案の検討、③議会における3回の読取と修正および採択（却下）、④公式官報（Lovtidende.dk）での公表、⑤公式法律情報データベース Retsinformation.dk）での公表という流れになっており、主に以下の表に示すシステム群で構成されている。 <table border="1" data-bbox="485 612 2021 1368"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 612 829 710">立法システムのモジュール</th> <th data-bbox="829 612 2021 710">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 710 829 899">Lex Dania editor Eunomia (エディタ)</td> <td data-bbox="829 710 2021 899">財務法を除くすべての法律および行政規則等の法案の入力、編集を行うため専用開発されたツール（エディタ）。2015年の国会会期から立案プロセスにおけるLex Dania editor Eunomiaの使用が義務づけられている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 899 829 1035">Lex Dania Klient (クライアント)</td> <td data-bbox="829 899 2021 1035">Lex Dania editor Eunomiaで入力された法案の関係者による確認、議会での審議のための法案の提出、公式官報および公式法律情報DBでの法律の公開指示等を行うためのクライアント。全て、Lex Dania Klientを介して行われる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1035 829 1141">Lovtidende (公式官報DB)</td> <td data-bbox="829 1035 2021 1141">デンマーク公式官報（法令集）。デンマーク語のみ。2008年1月1日以降、官報は電子形式のみで公開されている。（https://www.lovtidende.dk/） Lovtidende.dkに掲載される文書は、Retsinformation.dkのウェブサイトに同時に公開される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1141 829 1368">Retsinformation (公式法律情報DB)</td> <td data-bbox="829 1141 2021 1368">デンマークの法律、行政命令、通達等の他、公式官報情報、議会や議会オンブズマンの報告書等が公開されている公式法律情報データベース。デンマーク語のみ。（https://www.retsinformation.dk/） 1996年3月1日以降、デンマークの法律、行政命令、通達、ガイドライン、行政上の決定事項等は原則的にRetsinformationに掲載されなければならないと定められている（1996年02月28日付CIR第27号法務省による通達）。</td> </tr> </tbody> </table>	立法システムのモジュール	概要	Lex Dania editor Eunomia (エディタ)	財務法を除くすべての法律および行政規則等の法案の入力、編集を行うため専用開発されたツール（エディタ）。2015年の国会会期から立案プロセスにおけるLex Dania editor Eunomiaの使用が義務づけられている。	Lex Dania Klient (クライアント)	Lex Dania editor Eunomiaで入力された法案の関係者による確認、議会での審議のための法案の提出、公式官報および公式法律情報DBでの法律の公開指示等を行うためのクライアント。全て、Lex Dania Klientを介して行われる。	Lovtidende (公式官報DB)	デンマーク公式官報（法令集）。デンマーク語のみ。2008年1月1日以降、官報は電子形式のみで公開されている。（ https://www.lovtidende.dk/ ） Lovtidende.dkに掲載される文書は、Retsinformation.dkのウェブサイトに同時に公開される。	Retsinformation (公式法律情報DB)	デンマークの法律、行政命令、通達等の他、公式官報情報、議会や議会オンブズマンの報告書等が公開されている公式法律情報データベース。デンマーク語のみ。（ https://www.retsinformation.dk/ ） 1996年3月1日以降、デンマークの法律、行政命令、通達、ガイドライン、行政上の決定事項等は原則的にRetsinformationに掲載されなければならないと定められている（1996年02月28日付CIR第27号法務省による通達）。
立法システムのモジュール	概要										
Lex Dania editor Eunomia (エディタ)	財務法を除くすべての法律および行政規則等の法案の入力、編集を行うため専用開発されたツール（エディタ）。2015年の国会会期から立案プロセスにおけるLex Dania editor Eunomiaの使用が義務づけられている。										
Lex Dania Klient (クライアント)	Lex Dania editor Eunomiaで入力された法案の関係者による確認、議会での審議のための法案の提出、公式官報および公式法律情報DBでの法律の公開指示等を行うためのクライアント。全て、Lex Dania Klientを介して行われる。										
Lovtidende (公式官報DB)	デンマーク公式官報（法令集）。デンマーク語のみ。2008年1月1日以降、官報は電子形式のみで公開されている。（ https://www.lovtidende.dk/ ） Lovtidende.dkに掲載される文書は、Retsinformation.dkのウェブサイトに同時に公開される。										
Retsinformation (公式法律情報DB)	デンマークの法律、行政命令、通達等の他、公式官報情報、議会や議会オンブズマンの報告書等が公開されている公式法律情報データベース。デンマーク語のみ。（ https://www.retsinformation.dk/ ） 1996年3月1日以降、デンマークの法律、行政命令、通達、ガイドライン、行政上の決定事項等は原則的にRetsinformationに掲載されなければならないと定められている（1996年02月28日付CIR第27号法務省による通達）。										

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【立法システムは何があるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立法プロセスの概要図 <p>出典：Soren Broberg Nielsen: [LDe Eunomia A mandatory drafting tool for parliament and government] https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f</p> <p>Lex Daniaエディタを介して行う：1, 3, 5, 8 Lex Daniaクライアントを介して行う：2, 4, 6, 7, 9 公式官報・法律情報公開DB上で行う：9</p>

【Lex Dania に係る利用者マニュアル（デンマーク語）】

LDe Eunomia

[https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20\(version%201.3\).pdf](https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20(version%201.3).pdf)

Lex Dania Klient

<https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Lex%20Dania%20klient%20brugervejledning.pdf>

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【関係者（オーナー、開発事業者、運用、利用者は誰？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーナー Lex Daniaシステムの所管は、法務省下の市民局（Justice Ministeriet/Civilstyrelsen）。 ● 運用保守事業者 民間企業シュルツ社（Schultz）がシステムの運用・保守を担当(2017年～) ● 主たるシステム利用者 議会（Folketing）、議会オmbズマン、会計検査院、全省庁、および法規制を発行するすべての機関、公務員。 法規制の立案・改正は所轄する省が責任を持つが、法案起草業務は省以外の行政機関によって行われることもある。詳細はヒアリング予定 ● Lex Daniaエディター 利用者権限 詳細はヒアリング予定 ● Lex Daniaクライアント利用者権限（5レベル、ユーザーマニュアルより抜粋） <ul style="list-style-type: none"> - 案件担当者（エディターから文書をダウンロード、番号付加等を行い関係者にリリース） - 登録申請者（案件担当者からリリースされた文書を確認、必要に応じて修正、公式法律情報DBへの登録を申請） - 登録申請者ライト（公式官報に掲載される文書への登録のみを申請すること可能） - 窓口担当者（既に公開され、システムに保存されている文書の管理データを必要に応じて修正） - 部門管理者（ユーザープロファイルの作成および管理） ● Retsinformationでの公開 民間企業ローゼンタール社（Rosendahls A/S）とLex Daniaクライアントはインターフェースが繋がっており、retsinformation.dkでの公開業務の一部を委託でき、尚且つ、委託するかしないか選択可能。

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）																
立法支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="478 264 2032 317">● シュルツ社（Schultz）の概要 <table border="1" data-bbox="478 340 2032 1315"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 344 680 393"></th> <th data-bbox="680 344 2025 393">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 393 680 446">創業</td> <td data-bbox="680 393 2025 446">1661</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 446 680 786">設立の背景</td> <td data-bbox="680 446 2025 786"> <p>1731年に、HerrDirecteurHøpfnerの孫と相続人が「王立印刷局の局長」に任命され、国のすべての法律を印刷する責任を与えられた。130年間、デンマーク国の法的確実性を支えている。デンマーク国内の自治体が利用する法律ガイドなど、官報の印刷を担当している。</p> <p>現在は、印刷されることはなくデジタルで発行されている法律は、公式官報に掲載されるまで発効することはできない。シュルツでは、ITプロバイダー以上の、基盤となるIT構造を開発できることに加えて、何世紀にもわたって蓄積された知識を持って、基盤サービスを提供している</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 786 680 846">資本関係</td> <td data-bbox="680 786 2025 846"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 846 680 960">売上高</td> <td data-bbox="680 846 2025 960">1億6,570万デンマーククローネ（2020年会計年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 960 680 1065">従業員数</td> <td data-bbox="680 960 2025 1065">170名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1065 680 1179">拠点</td> <td data-bbox="680 1065 2025 1179">ヴァルビー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1179 680 1307">備考</td> <td data-bbox="680 1179 2025 1307"> 情報リソース：https://schultz.dk/om-schultz/nyt-fra-schultz/schultz-vokser-igen-og-forbedrer-sit-resultatet-med-20/ </td> </tr> </tbody> </table>		概要	創業	1661	設立の背景	<p>1731年に、HerrDirecteurHøpfnerの孫と相続人が「王立印刷局の局長」に任命され、国のすべての法律を印刷する責任を与えられた。130年間、デンマーク国の法的確実性を支えている。デンマーク国内の自治体が利用する法律ガイドなど、官報の印刷を担当している。</p> <p>現在は、印刷されることはなくデジタルで発行されている法律は、公式官報に掲載されるまで発効することはできない。シュルツでは、ITプロバイダー以上の、基盤となるIT構造を開発できることに加えて、何世紀にもわたって蓄積された知識を持って、基盤サービスを提供している</p>	資本関係		売上高	1億6,570万デンマーククローネ（2020年会計年度）	従業員数	170名	拠点	ヴァルビー	備考	情報リソース： https://schultz.dk/om-schultz/nyt-fra-schultz/schultz-vokser-igen-og-forbedrer-sit-resultatet-med-20/
	概要																
創業	1661																
設立の背景	<p>1731年に、HerrDirecteurHøpfnerの孫と相続人が「王立印刷局の局長」に任命され、国のすべての法律を印刷する責任を与えられた。130年間、デンマーク国の法的確実性を支えている。デンマーク国内の自治体が利用する法律ガイドなど、官報の印刷を担当している。</p> <p>現在は、印刷されることはなくデジタルで発行されている法律は、公式官報に掲載されるまで発効することはできない。シュルツでは、ITプロバイダー以上の、基盤となるIT構造を開発できることに加えて、何世紀にもわたって蓄積された知識を持って、基盤サービスを提供している</p>																
資本関係																	
売上高	1億6,570万デンマーククローネ（2020年会計年度）																
従業員数	170名																
拠点	ヴァルビー																
備考	情報リソース： https://schultz.dk/om-schultz/nyt-fra-schultz/schultz-vokser-igen-og-forbedrer-sit-resultatet-med-20/																

項目名	規定（抜粋）																
立法支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="470 269 1372 319">ローゼンタール社（Rosendahls A/S）の概要 <table border="1" data-bbox="485 379 2023 1211"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="485 379 2023 429">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 429 683 479">創業</td> <td data-bbox="683 429 2023 479">1902年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 479 683 681">設立の背景</td> <td data-bbox="683 479 2023 681">Rosendahls Groupのルーツは1902年までさかのぼり、現在では印刷出版事業およびデジタルマーケティング事業におけるスカンジナビアの大手サービスプロバイダーです。2020年にRosendahlsA/Sはスカンジナビア最大級の商業出版会社 Stebo Groupの傘下に入り現在会社名はStevo Completeになっています。（デンマーク政府による資料ではRosendahlsの名称が残っているものもあります）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 681 683 746">資本関係</td> <td data-bbox="683 681 2023 746">調査中（Stevo Group 傘下）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 746 683 857">売上高</td> <td data-bbox="683 746 2023 857">調査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 857 683 967">従業員数</td> <td data-bbox="683 857 2023 967">調査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 967 683 1078">拠点</td> <td data-bbox="683 967 2023 1078">オールボー、エスビャール、ホルベック、コペンハーゲン、オーデンセ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1078 683 1211">備考</td> <td data-bbox="683 1078 2023 1211">情報リソース： https://stibocomplete.com/rosendahls-hedder-nu-stibo-complete</td> </tr> </tbody> </table>	概要		創業	1902年	設立の背景	Rosendahls Groupのルーツは1902年までさかのぼり、現在では印刷出版事業およびデジタルマーケティング事業におけるスカンジナビアの大手サービスプロバイダーです。2020年にRosendahlsA/Sはスカンジナビア最大級の商業出版会社 Stebo Groupの傘下に入り現在会社名はStevo Completeになっています。（デンマーク政府による資料ではRosendahlsの名称が残っているものもあります）	資本関係	調査中（Stevo Group 傘下）	売上高	調査中	従業員数	調査中	拠点	オールボー、エスビャール、ホルベック、コペンハーゲン、オーデンセ	備考	情報リソース： https://stibocomplete.com/rosendahls-hedder-nu-stibo-complete
概要																	
創業	1902年																
設立の背景	Rosendahls Groupのルーツは1902年までさかのぼり、現在では印刷出版事業およびデジタルマーケティング事業におけるスカンジナビアの大手サービスプロバイダーです。2020年にRosendahlsA/Sはスカンジナビア最大級の商業出版会社 Stebo Groupの傘下に入り現在会社名はStevo Completeになっています。（デンマーク政府による資料ではRosendahlsの名称が残っているものもあります）																
資本関係	調査中（Stevo Group 傘下）																
売上高	調査中																
従業員数	調査中																
拠点	オールボー、エスビャール、ホルベック、コペンハーゲン、オーデンセ																
備考	情報リソース： https://stibocomplete.com/rosendahls-hedder-nu-stibo-complete																

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発経緯（システム化以前の課題は何で、どのように解決しようとしたか）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Lex Dania第1世代（1998年～2009年）はMSWordにデータキャプチャ機能とDBと加えたシステム。 ● 第2世代・第3世代（2010年～2014年）から上記に一部立法ガイダンス機能をもつ「Lex Daniaエディタ」が導入された。 ● 改良が重ねられたため、現場では様々なバージョンが混在していた。また、Lex Dania XMLを使ったシステムには後方互換性がないという問題もあった。 ● 議会が「より簡素化したソリューション」への移行を要求。 ● 第4世代エディタ「Lex Daniaエディタ Eunomia」が開発され、2015年の国会会期から立法プロセスにおけるEunomiaの使用が義務づけられた。この世代から文書作成の構造化が強化され、リアルタイムに近い入力エラーの検出が可能になっている。 ● これ以降、法案の起草、修正はLex Daniaエディタ Eunomiaを介して、文書管理や公式官報への公開指示等はLex Daniaクライアントを介して行われている。 ● 2022年1月現在、システムにはMicrosoft社「.Net Framework」が用いられている。現行システムと過去のWord/XMLを用いたシステムには互換性がある設計となっている。

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発経緯（システム化以前の課題は何で、どのように解決しようとしたか）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● https://en.digst.dk/media/20205/en_political-agreement-regarding-digital-ready-legislation.pdf（以下、抜粋直訳） <p>政府（デンマーク自由党、自由連合、保守人民党）と社会民主党、デンマーク人民党、赤緑同盟、オルタナティブ、デンマーク社会自由党、社会主義人民党は、市民サービスのための時間と資源を確保するために、公的官僚制度を縮小する必要があることに同意している。</p> <p>そこで、政府（デンマーク自由党、自由連合、保守人民党）と社会民主党、デンマーク人民党、赤緑同盟、オルタナティブ、デンマーク社会自由党、社会主義人民党は、Digital By Default 方針に関する合意を結んだ（協定）。</p> <p>これにより、不要かつ複雑な規則を排除し、新しい規則は分かりやすくし、安全で使いやすいデジタルソリューションへと変換していく。</p> <p>本合意協定において、デジタル対応の法制を確保するため、以下の措置について合意する。</p> <p>関係機関は、2018年7月1日から、新しい法律はデジタル・バイ・デフォルトでなければならない。</p> <p><u>この政治的合意がデンマークにおける立法デジタル化の強力な推進力となった。</u></p>

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【開発状況（開発の進捗スケジュールはどうなっていて、今はどの段階？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● .Net Frameworkへの移行が完了していることから、Eunomiaの機能が将来のWordのバージョンやXML形式の保持に依存しないことを意味する。 ● Lex Dania、Lovtidende、Retsinformation、外部民間会社のシステム等、異なるシステム間の相互運用性の状況 今後のヒアリングにて調査予定 <p>【運用状況（実際の利用状況は、手作業と併用？ 完全にシステム化？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Lex Daniaエディタで作成されたドキュメントをXML形式に変換できるため、異なるシステム間でも正しいデータ基盤を確保できる。 ● Retsinformation DB（公式法律データベース）へのデータ移行に、直接Lex Daniaエディタの文書を挿入、更新、管理できる。 ● Lex Daniaクライアントに、直接Lex Daniaエディタの文書を挿入、更新、管理できる。 ● 最新バージョン、追加された新機能、課題点等がないか、今後のヒアリングにて調査予定。 <p>【対象とする法令種別（法律、政令、省令、告示、通知等、条例等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政法を除く、国内で適用されるすべての法律、改正法、決議、提出文書、報告書、修正（amendements）、行政命令、規制、通達、および議会オンブズマンの文書

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）																
立法支援システム	<p>【システム機能（機能一覧、画面推移、マニュアル）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Lex Daniaエディタ、Lex Daniaクライアントのユーザーマニュアル（デンマーク語版）入手済、調査中 <table border="1" data-bbox="485 485 2021 1354"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 485 804 556">アプリケーション</th> <th data-bbox="804 485 2021 556">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 556 804 641">立法用テキストエディタ</td> <td data-bbox="804 556 2021 641">LDe Eunomia</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 641 804 716">素案の電子準備</td> <td data-bbox="804 641 2021 716">LDe Eunomia、Lex Dania Klient</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 716 804 852">法的ガイドラインのデジタルライブラリ</td> <td data-bbox="804 716 2021 852">LDe Eunomiaは法律の技術的ルールをサポートし、起草における形式的なエラーを制限する。素案の法的構造を検証する機能が搭載されており、入力中の誤りは即時にフィードバックされる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 852 804 928">電子規制影響評価（eGfA）</td> <td data-bbox="804 852 2021 928">調査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 928 804 1049">電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）</td> <td data-bbox="804 928 2021 1049">調査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1049 804 1124">省内・省間調整</td> <td data-bbox="804 1049 2021 1124">調査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1124 804 1354">その他</td> <td data-bbox="804 1124 2021 1354">Lex Dania editor Eunomia エラー検知機能は搭載されているが、法律文章の曖昧さの検知特定、複雑すぎる文章の検知特定、文書改善改善案のレコメンド機能はない。文章およびデータコンテンツの品質責任は、これまでと同様、起草者が負う。</td> </tr> </tbody> </table>	アプリケーション	内 容	立法用テキストエディタ	LDe Eunomia	素案の電子準備	LDe Eunomia、Lex Dania Klient	法的ガイドラインのデジタルライブラリ	LDe Eunomiaは法律の技術的ルールをサポートし、起草における形式的なエラーを制限する。素案の法的構造を検証する機能が搭載されており、入力中の誤りは即時にフィードバックされる。	電子規制影響評価（eGfA）	調査中	電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）	調査中	省内・省間調整	調査中	その他	Lex Dania editor Eunomia エラー検知機能は搭載されているが、法律文章の曖昧さの検知特定、複雑すぎる文章の検知特定、文書改善改善案のレコメンド機能はない。文章およびデータコンテンツの品質責任は、これまでと同様、起草者が負う。
アプリケーション	内 容																
立法用テキストエディタ	LDe Eunomia																
素案の電子準備	LDe Eunomia、Lex Dania Klient																
法的ガイドラインのデジタルライブラリ	LDe Eunomiaは法律の技術的ルールをサポートし、起草における形式的なエラーを制限する。素案の法的構造を検証する機能が搭載されており、入力中の誤りは即時にフィードバックされる。																
電子規制影響評価（eGfA）	調査中																
電子持続可能性チェックアプリケーション（eNAP）	調査中																
省内・省間調整	調査中																
その他	Lex Dania editor Eunomia エラー検知機能は搭載されているが、法律文章の曖昧さの検知特定、複雑すぎる文章の検知特定、文書改善改善案のレコメンド機能はない。文章およびデータコンテンツの品質責任は、これまでと同様、起草者が負う。																

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
<p>法令の改正方式</p>	<p>【増補方式、一部改正（改め文）方式、一部改正（新旧対照表）方式、その他法令種別毎の方式の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査中 <p>【システム導入による方式の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立法プロセスにおけるデジタル化庁の関与 公的機関のデジタル化に関して、財務省の傘下に、①デジタル化庁（DIGST：Digitaliseringsstyrelsen、英・Danish Agency for Digitization）と②ポートフォリオ運営委員会（PSC：Portfoljestyregruppe、英・Portfolio Steering Committee）が設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ DIGST：デジタル戦略・行動計画の遂行について責任を負う機関 ・ PSC：政府省庁と地方自治体の代表機関で構成される意思決定機関 <p>DIGST内に、「デジタル対応・立法事務局」が2018年初頭に設立された。当事務局の主たる目的は、公的実施の影響が新しい立法に適切に記述されていること、および立法がデジタル対応であるかどうかを、法案のフェーズにて、人的に確認すること。</p> <p>具体的には、法案のスクリーニング、法案の公的実施の際の影響範囲・度合等の評価、および法案の領域や内容に関する課題に対するフォローアップ、公的実施の影響を評価するためのガイダンス、評価ツールの開発とその継続的な更新、デジタル対応立法に関する省庁へのカウンセリング、等を含む。</p>

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）
法令の公示方式	<p>【公示の主体（政府？ 印刷局？ 民間？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべての国内法（一次法および二次法）は官報（Lovtidende）に公示され、同時に法律情報公式サイト（Retsinformaton）で公開される。 ● 2008年1月以降、官報の公示はすべて電子化された。 ● 公示の主体は共に法務省管轄の市民庁である URL https://www.lovtidende.dk/ （公式官報法令集） https://www.retsinformation.dk/ （公式法律情報データベース） ● 準立法規範（https://www.ministerialtidende.dk/）は2013年以降 Retsinformation.dkに統合されている <p>【法令種別毎の公示方法の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査中

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）																			
<p>法令の公示方式</p>	<p>【公示の媒体（紙？ デジタル？ 併用？）_サンプル・表示イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2008年より官報は紙媒体での発行が廃止され、電子媒体のみの公示となった） ● Lovtidende.dkにはEメールによる更新通知サービスあり ● 以下は行政サービスとして提供されており、無償 <table border="1" data-bbox="478 692 1989 1443"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 692 846 778">サービス名</th> <th data-bbox="846 692 1187 778">公示主体</th> <th data-bbox="1187 692 1532 778">運用・保守</th> <th data-bbox="1532 692 1989 778">コンテンツ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 778 846 987">Lovtidende.dk</td> <td data-bbox="846 778 1187 987">法務省市民局</td> <td data-bbox="1187 778 1532 987">一部業務は Rosendahls社に委託されている</td> <td data-bbox="1532 778 1989 987"> <i>Lovtidende A</i>：行為、統合された行為、法定命令 <i>Lovtidende B</i>：州の予算 <i>Lovtidende C</i>：条約 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 987 846 1180">Retsinformation.dk</td> <td data-bbox="846 987 1187 1180">法務省市民局</td> <td data-bbox="1187 987 1532 1180">Schultz社（以前はNNIT社）</td> <td data-bbox="1532 987 1989 1180">デンマークの法律、省庁・中央機関が発行する規則、通達書、議会資料、議会オムブズマンの発言等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1180 846 1443">borger.dk</td> <td data-bbox="846 1180 1187 1443">デジタル化庁によって提供され、地方行政区、全国地方自治体協会（KL）等が共同で運営</td> <td data-bbox="1187 1180 1532 1443">調査中</td> <td data-bbox="1532 1180 1989 1443">市民ポータル（行政の総合オンラインサービス</td> </tr> </tbody> </table>				サービス名	公示主体	運用・保守	コンテンツ	Lovtidende.dk	法務省市民局	一部業務は Rosendahls社に委託されている	<i>Lovtidende A</i> ：行為、統合された行為、法定命令 <i>Lovtidende B</i> ：州の予算 <i>Lovtidende C</i> ：条約	Retsinformation.dk	法務省市民局	Schultz社（以前はNNIT社）	デンマークの法律、省庁・中央機関が発行する規則、通達書、議会資料、議会オムブズマンの発言等	borger.dk	デジタル化庁によって提供され、地方行政区、全国地方自治体協会（KL）等が共同で運営	調査中	市民ポータル（行政の総合オンラインサービス
サービス名	公示主体	運用・保守	コンテンツ																	
Lovtidende.dk	法務省市民局	一部業務は Rosendahls社に委託されている	<i>Lovtidende A</i> ：行為、統合された行為、法定命令 <i>Lovtidende B</i> ：州の予算 <i>Lovtidende C</i> ：条約																	
Retsinformation.dk	法務省市民局	Schultz社（以前はNNIT社）	デンマークの法律、省庁・中央機関が発行する規則、通達書、議会資料、議会オムブズマンの発言等																	
borger.dk	デジタル化庁によって提供され、地方行政区、全国地方自治体協会（KL）等が共同で運営	調査中	市民ポータル（行政の総合オンラインサービス																	

3. EU・LEOSに対応するデンマーク政府のデジタル立法システム Lex Dania

項目名	規定（抜粋）																				
<p>民間法令集との棲み分け</p>	<p>【民間法令集の付加価値、存在意義（公式法令データに掲載されていない情報が掲載されている？ 公式より早い？）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間の法律データベースサービスが複数提供されている <table border="1" data-bbox="506 562 1962 1342"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>運営</th> <th>料金</th> <th>コンテンツ</th> <th>利用者（想定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Jura</td> <td>Karnov Group</td> <td>有料 (英語あり)</td> <td>デンマークの現行法、専門家のコメント、判例、ヒストリカルデータ、行政実務解説</td> <td>プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生 ・大学機関向けサービスもあり</td> </tr> <tr> <td>Schultz Legal Research</td> <td>Schultz/DanskeAdvokater共同開発</td> <td>有料</td> <td>法律、判例等、公式な法律見解、ウェビナー開催</td> <td>プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生</td> </tr> <tr> <td>eLov</td> <td>eLov (弁護士、エンジニア、起業家にて創業)</td> <td>有料</td> <td>現行法や判例の概要の把握や、掘り下げが行えるよう、法律、改正法、議会資料等を独自に統合して提供</td> <td>より専門家向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	運営	料金	コンテンツ	利用者（想定）	Jura	Karnov Group	有料 (英語あり)	デンマークの現行法、専門家のコメント、判例、ヒストリカルデータ、行政実務解説	プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生 ・大学機関向けサービスもあり	Schultz Legal Research	Schultz/DanskeAdvokater共同開発	有料	法律、判例等、公式な法律見解、ウェビナー開催	プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生	eLov	eLov (弁護士、エンジニア、起業家にて創業)	有料	現行法や判例の概要の把握や、掘り下げが行えるよう、法律、改正法、議会資料等を独自に統合して提供	より専門家向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生
サービス名	運営	料金	コンテンツ	利用者（想定）																	
Jura	Karnov Group	有料 (英語あり)	デンマークの現行法、専門家のコメント、判例、ヒストリカルデータ、行政実務解説	プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生 ・大学機関向けサービスもあり																	
Schultz Legal Research	Schultz/DanskeAdvokater共同開発	有料	法律、判例等、公式な法律見解、ウェビナー開催	プロ向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生																	
eLov	eLov (弁護士、エンジニア、起業家にて創業)	有料	現行法や判例の概要の把握や、掘り下げが行えるよう、法律、改正法、議会資料等を独自に統合して提供	より専門家向け ・法曹、ビジネス、研究者、学生																	

ヒアリング調査の候補

4. ヒアリング調査の候補（案） — EU

機関名	部署名・調査内容
欧州委員会 (EU Commission)	<p>【部署名】 The Directorate-General for Informatics</p> <p>【選定理由】 ・ LEOSを所管</p> <p>【調査内容】 ・ LEOSの運用状況 ・ 今後の見通し</p>
EU出版局 (Publications Office of the European Union)	<p>【部署名】 Access to and Reuse of Public Information Directorate 又は EUR-Lex & Legal Information Unit</p> <p>【選定理由】 ・ EU官報をはじめEUにおける全ての広報物の出版を所管 ・ Webサイト”EUR-Lex” を所管</p> <p>【調査内容】 ・ デジタル化の現状 ・ 法令の利活用策について</p>

4. ヒアリング調査の候補（案） — ドイツ

機関名	部署名・調査内容
連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz)	<p>【部署名】 Abteilung IV : Abteilung Öffentliches Recht</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ政府における法律の形式面を管理・立法審査を実施 ・Webサイト”Gesetze im Internet”を所管 <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的精査のプロセスのデジタル化について ・E-Gesetzgebungとの関係、役割分担 ・Neu-RIS、新法規情報システムの今後の見通し
連邦司法局 (Bundesamt für Justiz)	<p>【部署名】 Abteilung VII: Rechtsinformationssystem des Bundes; Sprachendienst</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公報/官報の編纂を所管 ・Webサイト”Gesetze im Internet”の更新等実務面を所管 <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公報/官報のデジタル化について ・E-Verkündung（電子公布）の今後の見通し ・JURIS社との関係
連邦内務省 (Bundesministerium des Innern und für Heimat)	<p>【部署名】 Referat DG II 6, Maßnahmen Enterprise Resource Management und Elektronische Verwaltungsarbeit</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・”Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes”を所管 <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E-Gesetzgebungの現在の状況 ・E-Gesetzgebungの運用状況 ・今後の展開

Rules as Code

Rules As Code (RaC)に関する海外動向事例調査

Step1

机上調査（ネット情報）～5月末

Step2

Step1結果分析、任意ヒアリング ～6月末

Step3

報告書作成

RaC 情報収集
項目整理

インターネット
事例収集

Rules As Code調査

収集項目案

- RaC、リーガルテックに関する沿革概要
- 各イニシアティブのRaC定義・目的
- 各イニシアティブの進捗フェーズ

調査手法

海外大学
LegalTech
研究者
アドバイス

ネット情報
調査

海外
Online関連
セミナー
参加

ヒアリング候補国

- フランス 「open fisca」
- デンマーク 「Lex Dania」
- オーストラリア
「Digital Legislation Working Group」
CSIRO 「DATA61」 RaaP
- ニュージーランド 「Better Rules」

項目案

- RaCの定義
および利用技術
- 推進主体
(政府系、学術系、CivicTech系等)
- プロジェクト成果
実導入有無

ヒアリング項目案

RaC推進主体
および予算元

RaC実施目的
技術動向

RaC動向、Findings
に関する報告書

現時点での仮説 - RaCの2極動向

- 1) 法的文書管理システムに関するRaC
(バージョン管理、法的文書内の情報要素の機械的変更、バグ検知、等)
新規立法、法令改正、制度改革-制度所管組織変更、等。
- 2) 法的文書管理以外における、法令規範情報の無償利用かつ機械判読可能な利用に関するRaC (以下2種がある予測)
 - 新しい技術の社会導入における開発、実証試験、実導入に関する、且つ1か国の社会規範にとどまらない広範囲な規制整備をするRaC
 - 法的文書を機械可読なデータとし、自然言語AI等で実利用する倫理的な検討も含まれるRaC